

## 平成28年度 岡山県日本型直接支払等推進委員会 次第

日時：平成28年5月18日（水）14:00～16:30  
場所：ピュアリティまきび 2階 ルビーの間

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 協議等事項

- (1) 平成27年度多面的機能支払交付金の実施状況について
- (2) 平成27年度中山間地域等直接支払交付金の実施状況について
- (3) 平成27年度環境保全型農業直接支払交付金の実施状況について
- (4) その他
  - ・岡山県農業振興地域整備基本方針について

### 4 閉 会

# 岡山県日本型直接支払等推進委員会 名簿

平成28年5月18日(水)

ピュアリティまきび ルビーの間

	所 属	役 職	氏 名	備 考
委 員	前岡山県6次産業連携コーディネーター		内田 千栄	
	(株)バイトマーク (シニア野菜ソムリエ)	代 表	江草 聡美	
	岡山大学大学院(環境理工学部)	准教授	九鬼 康彰	
	山陽新聞論説委員会	委 員	小松原竜司	
	(一社)岡山県婦人協議会	副会長	中川 初美	
	(一財)岡山経済研究所	主任研究員	西村 幸	
	岡山県商工会連合会	会 長	吉澤 威人	
	岡山大学大学院(農学部)	教 授	横溝 功	

(敬称略 五十音順)

事	耕地課	課 長	堀田 忠弘	欠 席
	計画班 (多面的機能支払)	総括参事	細川 信佳	
副参事		山本 秀樹		
務	農村振興課	課 長	小坂 圭一	
	農地調整班 (岡山県農業振興地域整備基本方針)	総括参事	坪井 俊隆	
		副参事	作間 星美	
	中山間地域農業推進班 (中山間地域等直接支払)	総括副参事	天野 哲也	
		主 任	石倉 聡	
局	農産課	課 長	吉本誠一郎	
	安全農業推進班 (環境保全型農業直接支払)	総括副参事	片山 敦文	
		副参事	下川優美子	

# 平成 27 年度 多面的機能支払交付金の実施状況



© 岡山県マスコット「ももち」「うらっち」と仲間たち

平成28年5月

岡山県農林水産部

# 多面的機能支払交付金の概要

## 農業・農村の多面的機能をめぐる現状と課題

- 農業・農村は、国土保全や水源かん養等の多面的機能を有しており、その利益は広く県民全体が享受しているが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、これまで地域の共同活動等によって支えられてきた多面的機能の維持や発揮に支障が生じている。
- また、地域の共同活動の困難化に伴い、水路、農道等の地域資源の維持管理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害されることも懸念されている。

## 多面的機能支払

### 農地維持支払

対象者：農業者等により構成される活動組織

#### 多面的機能を支える共同活動を支援

- ①水路の泥上げ、農道の砂利補充等の基礎的保全活動
- ②農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化
- ③保全管理構想の作成等

**交付単価**  
田 3,000円/10a  
畑 2,000円/10a  
草地 250円/10a



水路の泥上げ

### 資源向上支払

※ 農地維持支払と併せて取り組むことが必要

対象者：農業者及び地域住民等で構成される活動組織

#### 地域資源の質的向上を図る共同活動を支援

- ①施設の軽微な補修（農地・水路・道路・ため池）
- ②農村環境保全活動（生態系保全・景観形成等）
- ③多面的機能の増進を図る活動（鳥獣害緩衝帯の設置等）

**交付単価**  
田 2,400円/10a  
畑 1,440円/10a  
草地 240円/10a

- ※ 5年以上経過した地区及び施設の長寿命化に併せて取り組む場合は交付単価の75%
- ※ ③多面的機能の増進を図る活動に取り組めない場合は交付単価の5/6



鳥獣害防止柵の設置

#### 施設の長寿命化のための活動を支援

- ①施設の長寿命化のための活動（水路や農道などの施設の更新）（施設の老朽化部分の補修）

**交付単価**  
田 4,400円/10a  
畑 2,000円/10a  
草地 400円/10a

- ※ 広域活動の条件を満たさず、かつ直営施工を実施しない活動組織は交付単価の5/6
- ※ 活動組織、1集落当たりの上限額は200万円



老朽化した水路の更新

活動計画書に位置付けた「交付対象面積」により交付額を算定

[ 負担割合： 国 1/2、県 1/4、市町村 1/4 ]

## 期待される効果

- 施設の適正な管理を行うことで多面的機能の維持・発揮・増進が見込まれる。
- 地域ぐるみの活動による集落機能の維持・強化が見込まれる。
- 施設の管理を地域で支えて、担い手の負担軽減や規模拡大を後押しする。
- 集落の共同活動等により、地域の活性化が図られる。

## 【農地維持支払】

農地維持支払交付金とは、農地・農業用水等の地域資源について、地域共同で行う、水路の草刈り、泥上げ、農道の砂利補充などの日常管理と、地域資源の適切な保全管理のための体制づくり等の推進活動を行う組織に対する支援である。

交付金額： 385,969千円（平成26年度： 324,078千円 対前年比： 1.19倍）

	平成26年度 A	平成27年度 B	前年との差 B - A	対H26年度 B / A
市町村数	23	23	—	—
対象組織数	353	465	112	1.32倍
取組面積 (ha)	11,238	13,382	2,144	1.19倍
カバー率	18.3%	23.9%	5.6%	1.31倍

○対象組織当たり平均面積： 28.8ha（全国平均： 77.4ha）

○保全管理する施設： 水 路 3,843km

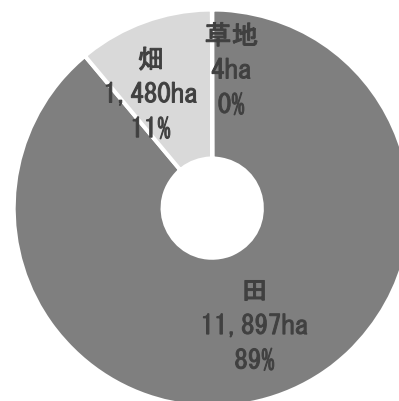
農 道 2,161km

ため池 1,236箇所

○地目別取組状況： 田 11,897ha（89%） H26:9,938ha（88%）

（右図参照） 畑 1,480ha（11%） H26:1,296ha（12%）

草地 4ha（0%） H26: 4ha（0%）



### [市町村別の取組状況] ※大きい順に

○組 織 数： 吉備中央町 60組織、美咲町 51組織、津山市 50組織、鏡野町 46組織

○取組面積： 岡山市 2,610ha、津山市 2,084ha、吉備中央町 1,259ha、美咲町 1,237ha

○対象組織当たり平均面積： 笠岡市 125.8ha、井原市 100.3ha（最小： 高梁市 8.6ha）

○カバー率： 奈義町 85%、美咲町 66%、吉備中央町 51%、久米南町 49%

○取り組みを行わない市町村： 総社市、浅口市、早島町、里庄町

※総社市と浅口市は、平成28年度から実施予定あり



野谷地域農地保全組合  
（岡山市）  
農道清掃（畦畔の草刈り）

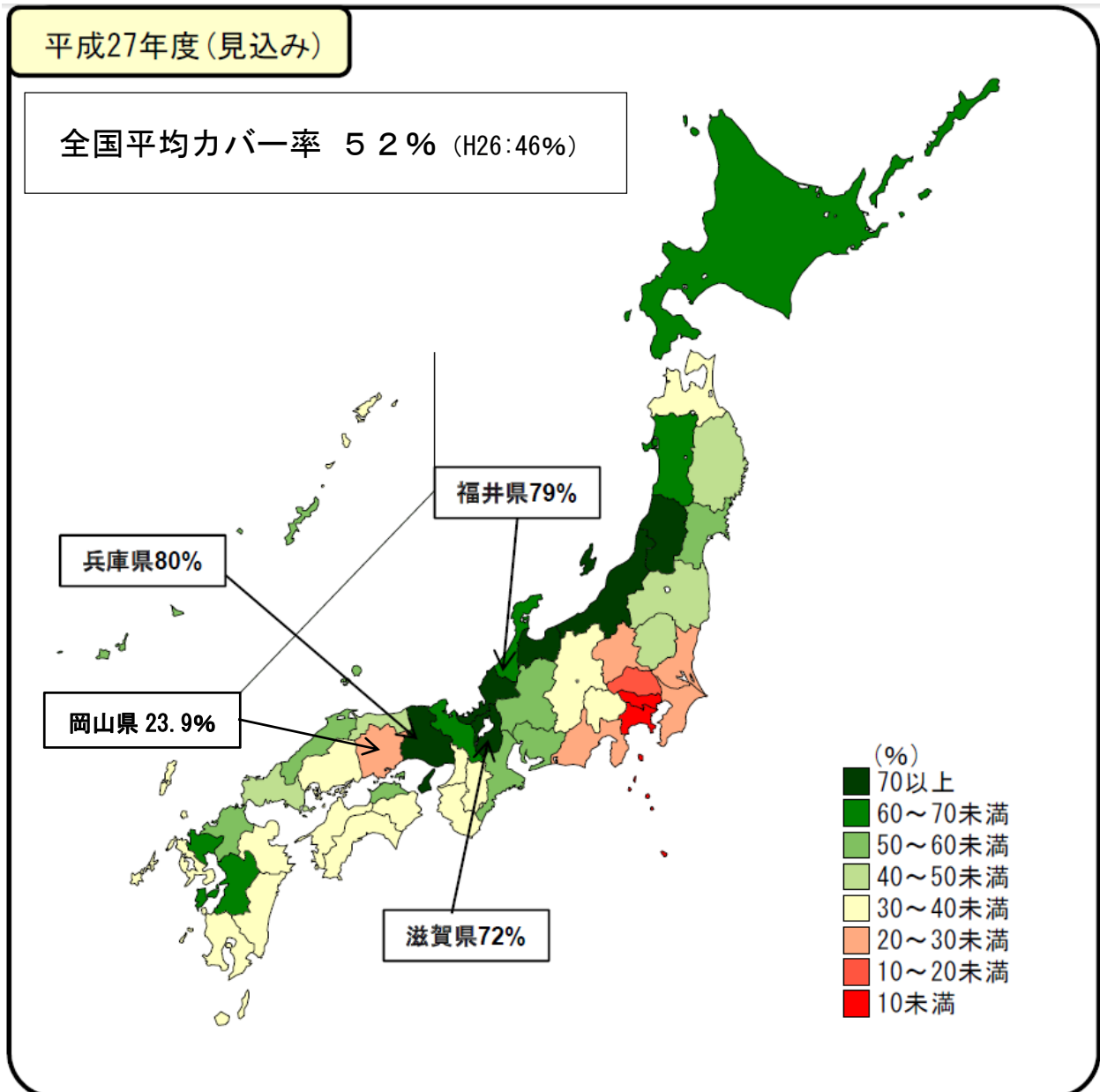


下粒浦地域資源保全会  
（倉敷市）  
水路の泥上げ



里公文活動組織  
（津山市）  
農道の砂利補充

[参考：他県の状況（農振農用地に対するカバー率）]



### 【資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）】

資源向上支払(地域資源の質的向上を図る活動)(以下「資源向上支払(共同活動)」という。)とは、水路、農道等の施設の軽微な補修、生態系保全や景観形成等の農村環境の保全活動等を行う組織に対する支援である。

交付金額： 204,477千円（平成26年度：177,771千円 対前年比：1.15倍）

	平成26年度 A	平成27年度 B	前年との差 B－A	対H26年度 B／A
市町村数	20	21	1	1.05倍
対象組織数	274	328	54	1.20倍
取組面積 (ha)	10,264	11,639	1,375	1.13倍
カバー率	16.7%	20.8%	4.1%	1.25倍

[市町村別の取組状況] ※大きい順に

○組織数：吉備中央町 60組織、美咲町 51組織、岡山市 39組織、鏡野町 38組織

**施設の軽微な補修**（交付を受ける全組織が各施設の機能診断の結果に基づき実施【必須活動】）



可真下2支部資源保全活動組織  
（赤磐市）  
水路の補修



浅海南環境保全協議会  
（矢掛町）  
ゲートの機能診断・補修



川戸集落農地守り隊  
（美作市）  
鳥獣害防止柵の補修

**【資源向上支払（施設の長寿命化のための活動）】**

資源向上支払（施設の長寿命化のための活動）（以下「資源向上支払（長寿命化）」という。）とは、老朽化した農業用排水路等の施設の長寿命化のための補修・更新等を行う組織に対する支援である。

交付金額：257,548千円（平成26年度：244,637千円 対前年比：1.05倍）

	平成26年度 A	平成27年度 B	前年との差 B - A	対H25年度 B / A
市町村数	17	17	—	—
対象組織数	163	180	17	1.10倍
取組面積（ha）	6,046	6,687	641	1.11倍
カバー率	9.8%	11.9%	2.1%	1.21倍

○対象施設（農地維持支払の対象施設の内）：水路 124.7km、農道 77.8km、ため池 33箇所  
※高齢化に伴う労力軽減を図るため、ゲートの更新（樋板→巻揚げ→電動化）の要望が増えている。

**[市町村別の取組状況]** ※大きい順に

- 組織数：吉備中央町 26組織、津山市25組織、鏡野町 25組織、美咲町 24組織
- 取組面積：津山市 1,765ha、吉備中央町 875ha、美咲町 726ha、倉敷市 631ha



大内地域資源保全会  
（備前市）  
老朽化した水路の更新



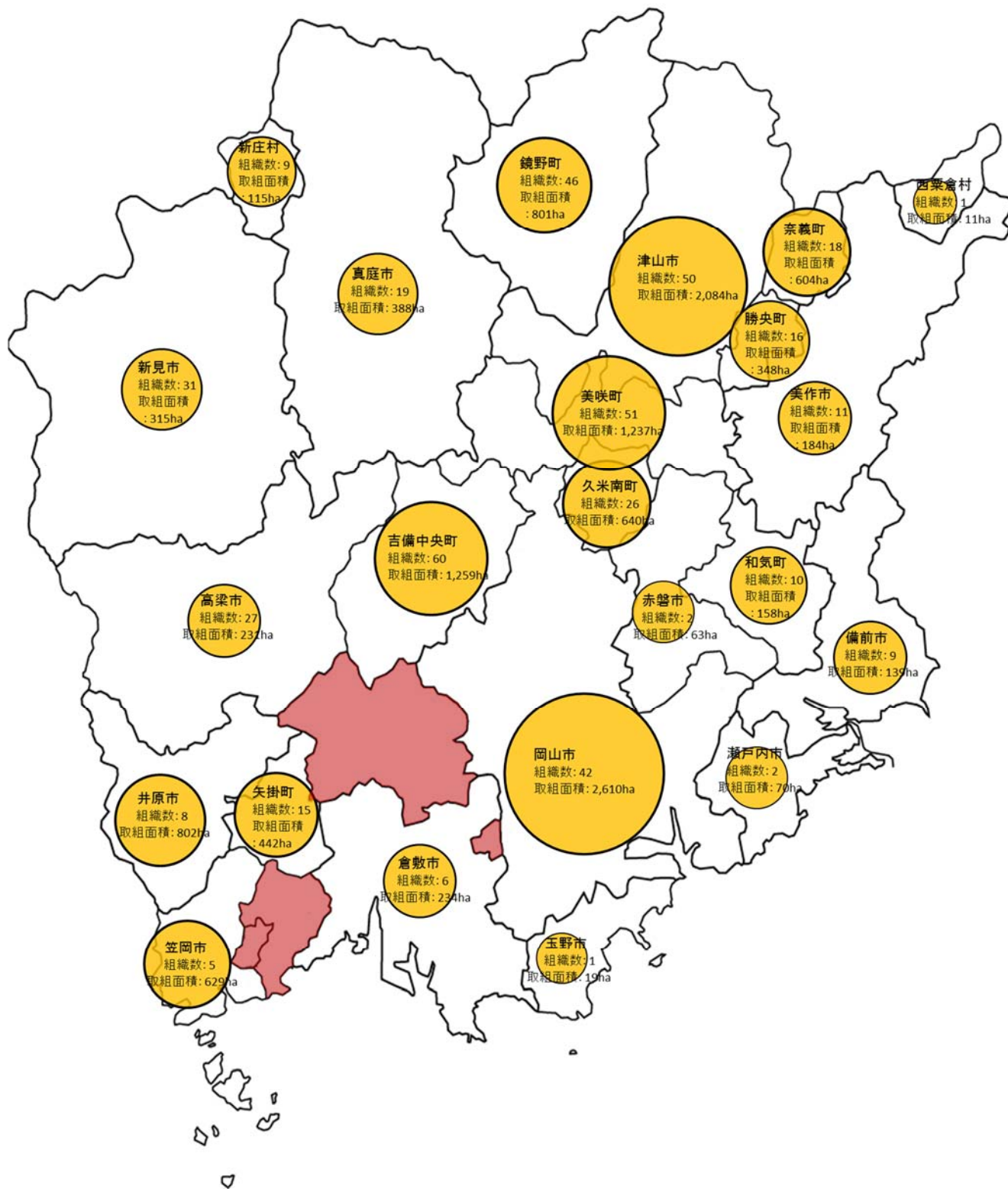
北河環境保全協議会  
（笠岡市）  
老朽化したゲートの更新



紫竹会活動組織  
（津山市）  
農道のコンクリート舗装

# 平成27年度 多面的機能支払交付金 市町村取組状況

(農地維持支払)



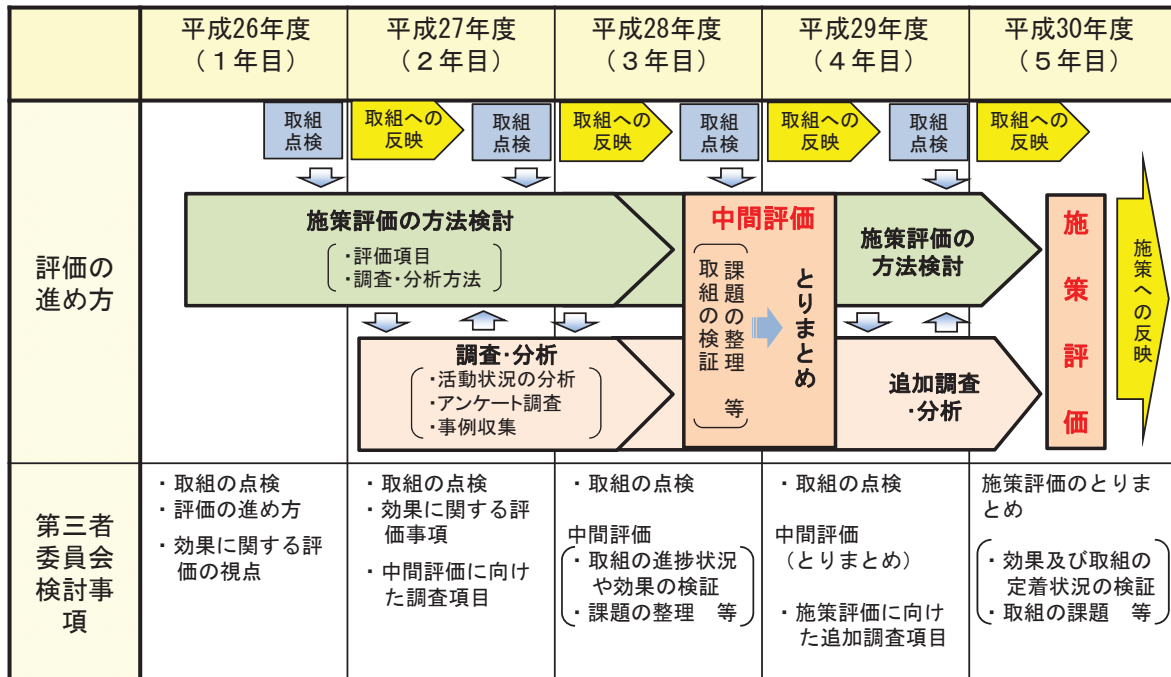




# 中間評価の概要

## 施策評価の進め方（国）

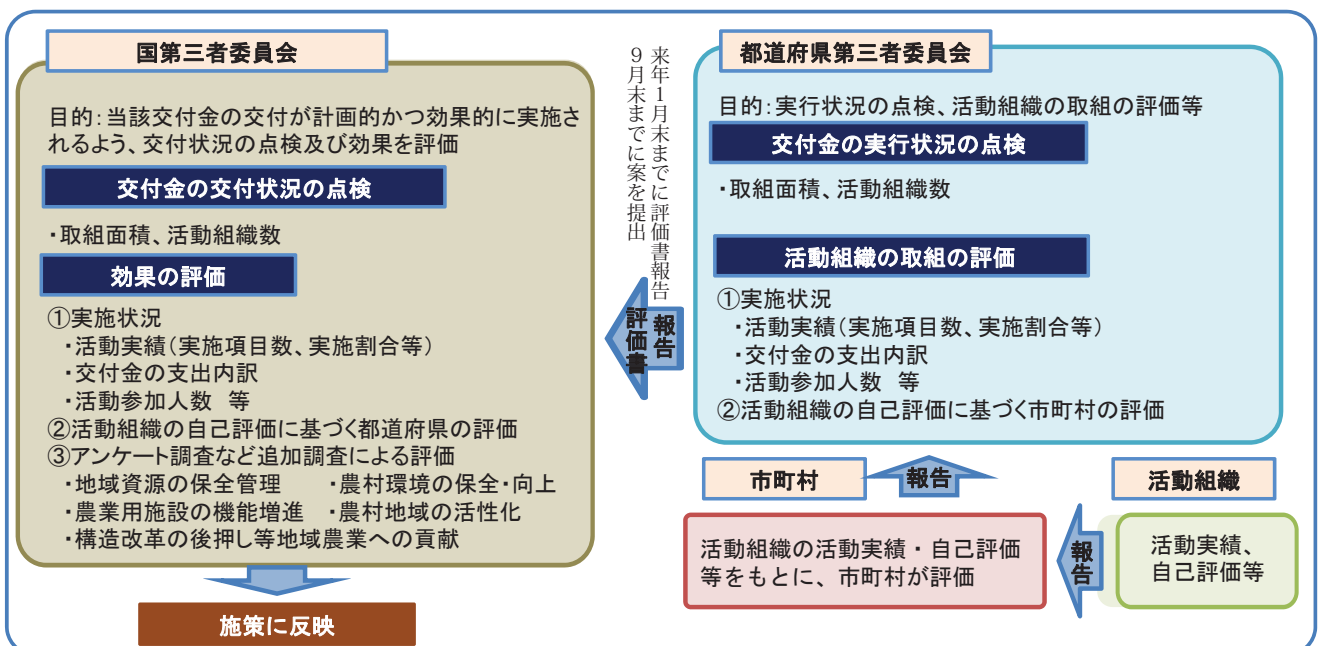
- 多面的機能支払交付金の交付が計画的かつ効果的に実施されるよう、取組状況の点検や制度の効果等の検証を行い、施策に反映。
- 第三者委員会における検討を踏まえ、3年目（平成28年度）に中間評価、5年目（平成30年度）に施策評価を実施。



1

## 評価の体制

- 中間評価では、活動組織の自己評価に基づく市町村評価の報告も参考に、都道府県の第三者委員会で評価する。これまでの取組状況の点検や制度の効果等の検証を行い、評価書を作成する。
  - ・9月末までに案を作成して国へ提出、来年1月末までに県第三者委員会でとりまとめた評価書を国へ提出。
- 国の第三者委員会は、都道府県の第三者委員会の評価結果も踏まえて、中間評価を行い施策に反映する。



2

多面的機能支払交付金 都道府県中間評価書 様式(案)

1. 交付金の交付状況の点検結果 (H27年度)

※多面的機能支払交付金実施要領様式第1-10号等をもとに、平成27年度における交付状況を整理してください。

(1) 市町村数 : 〇〇〇 割合 〇〇% (〇〇〇/全市町村数×100)

(2) 活動組織数 : 〇〇〇

うち農地維持支払 〇〇〇

資源向上支払 (共同) 〇〇〇

資源向上支払 (単独) 〇〇〇

(3) 取組面積 : 〇〇〇ha

うち農地維持支払 〇〇〇ha

資源向上支払 (共同) 〇〇〇ha

資源向上支払 (単独) 〇〇〇ha

(4) 交付金額 : 〇〇〇百万円

うち農地維持支払 〇〇〇百万円

資源向上支払 (共同) 〇〇〇百万円

資源向上支払 (単独) 〇〇〇百万円

〇〇

2. 活動組織の自己評価に対する市町村の評価結果

※本年度実施予定の活動組織の自己評価及び市町村の評価の概要を記載してください (自己評価等については別途依頼します。)

(1) 農地維持支払における「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」

■評価対象組織数 : 〇〇〇組織

■市町村の評価結果 :

(2) 資源向上支払における「多面的機能の増進を図る活動」

■評価対象組織数 : 〇〇〇組織

■市町村の評価結果 :

3. 都道府県の取組方針

※要綱基本方針等に示された内容や独自の目標やルール等を以下の項目で整理してください。

- (1) 全般
- (2) 農地維持支払
- (3) 資源向上支払 (共同)
- (4) 資源向上支払 (長寿命化)
- (5) 都道府県独自の取組

4. 活動による効果

※都道府県内の実施状況を踏まえ、都道府県や国が実施したアンケートや自己評価等の各種データをもとに、「評価の視点」及び「効果項目」毎に3段階評価と総括を記載してください。

なお、「評価の視点」の総括にあたり、「効果項目」以外で補足したいデータ等がある場合は、自由記載欄に記載してください。

また、「評価の視点」毎に、具体的な事例を挙げ、合計6事例以上を別添事例様式に記載してください。

【評価区分】

- 1. 効果の発現が期待できない
- 2. 一部の活動で効果が発現している、又は、発現が見込まれる
- 3. 多くの活動で効果が発現している、又は、発現が見込まれる

評価の視点	効果項目	評価		
		1	2	3
(1) 地域資源の保全管理				
①農地の保全管理	遊休農地の発生、面積拡大を抑えることができた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	農用地への鳥獣被害が抑制された	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	農業者の保全管理作業に係る負担が軽減し適切な保全管理ができるようになった	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(自由記載欄)			
②農業用施設の機能維持	農業用施設の機能低下を防止し、営農への支障や周辺地域への廃棄物被害等が軽減された	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	異常気象等の被害を抑え、迅速な復旧作業ができた	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(自由記載欄)			
③地域資源の保全・管理体制の維持・強化	地域を取りまともめ、行動を起こすリーダーや役員が育ちやすくなった	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	近隣の集落等が協力して行う取り組みが増え、連携が強まった	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(自由記載欄)			
総括:				

**5. 地域資源保全の啓発等**

※農地・水路・農道等の地域資源の保全活動の重要性や活動組織の取組状況等について、地域住民や都道府県民に対して啓発・周知の取組状況や、それによる認知度について記載してください。

**6. 制度の課題や新たな仕組みの提案等**

※都道府県内の実施状況を踏まえ、目的に沿った事業の効果的・効率的な実施に向けて、現行制度の課題や新たな仕組みの提案等を整理してください。

(例：要件、単価、支援対象、会計処理方法、手続きの簡素化等について)

- (1) 取組の拡大
- (2) 効果的な実施
- (3) 効果的な実施
- (4) 国民が農業・農村の多面的機能をより享受できる仕組み
- (5) 将来の人口減少に対応した制度の在り方

**7. 都道府県における将来の地域資源保全の取組方向**

※10年後の農村地域における資源保全の取組方向について、都道府県内の農業振興方向を踏まえ、地域類型区分等で記載して下さい。

評価の視点	効果項目	評価		
		1	2	3
(2) 農村地域の保全・向上	地域の景観形成に向けた取組効果が高まった 生態系保全、水質保全に向けた取組効果が高まった 伝統的な農業技術や農業に由来する行事、伝統文化の継承が円滑に進むようになった 活動に対する関心や理解、取組の協力意識が高まった (自由記載欄)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
総括：				
(3) 農業用施設の機能増進	施設の長寿命化の活動により、農業用排水路等の機能が増進した 長寿命化の活動に対する関心や理解、取組の協力意識が高まった (自由記載欄)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
総括：				
(4) 農村地域の活性化	地域ぐるみでの関わりが増えて地域活性が高まり、地域コミュニティの維持・強化につながった 地域の枠を越え、他業種との交流も盛んになった (自由記載欄)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
総括：				
(5) 構造改革の後押し等地域農業への貢献	担い手農家等への農地集積に向けた取組が高まった 農業の担い手が育成しやすくなった 取組が契機となり、新たな生産品目の導入、経営の複合化、6次産業化等の取組が進められた (自由記載欄)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
総括：				
(6) 都道府県独自の取組	(各自コメント)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
総括：				

平成27年度

中山間地域等直接支払交付金の実施状況

平成28年6月

岡山県農林水産部

# 平成27年度中山間地域等直接支払制度の実施状況

- 協定締結市町村：25市町村
- 協定締結数：1,301協定
- 交付金交付面積：11,773ha
- 交付金額：1,756百万円
- 集落協定の参加農業者：20,123人

## 1 協定の概要

### (1) 市町村促進計画の策定、協定締結市町村

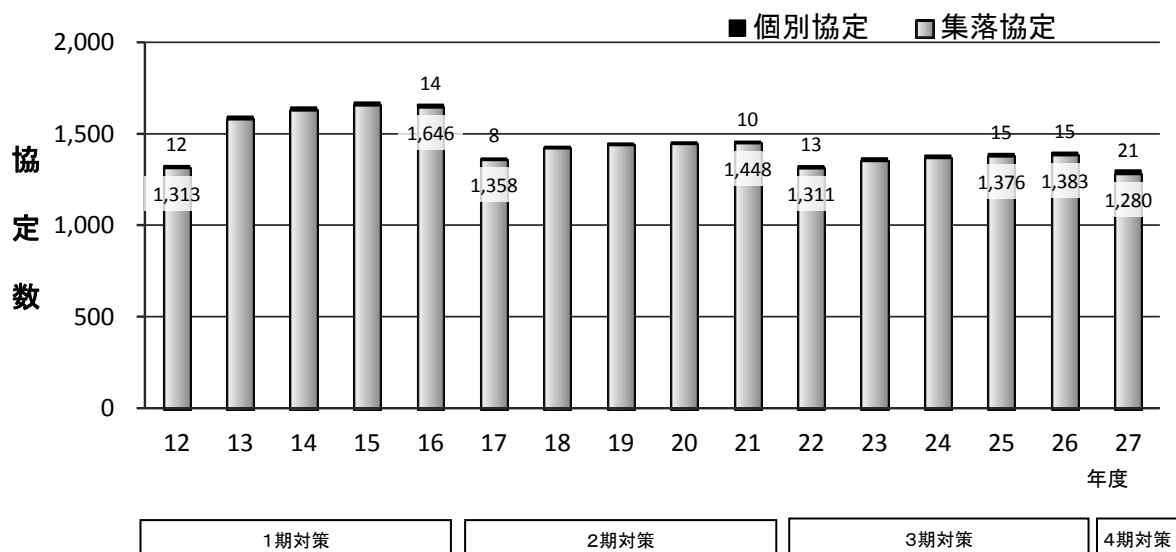
直接支払対象農用地を有する25市町村すべてで市町村促進計画が策定され、協定活動が展開されている。

区 分		市 町 村 名	
対象地域 (25)	促進計画策定済 (25)	協定締結有 (25)	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町、倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、矢掛町、津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町
		未締結 (0)	—
非対象地域 (2)		早島町、里庄町	

注) 「対象地域」は、直接支払の対象地域(全域又は一部)を有する市町村

### (2) 協定締結数

協定締結数は、平成26年度に比べて97協定、6.9%減少し、1,301協定となった。個別協定については、6協定増加し、21協定となっている。



### (3) 協定の平均的な姿

区 分	協 定 平 均			参加農業者平均	
	参加農業者数(人)	交付面積(ha)	交付金額(千円)	交付面積(a)	交付金額(千円)
集 落 協 定	15.7	9.1	1,358	58	86
基礎単価	13.0	7.2	883	55	68
体制整備単価	16.6	9.9	1,556	60	94
個 別 協 定	—	5.5	860	—	—
全 協 定 平 均	15.5	9.0	1,350	59	87

注) 交付金額は、個人配分と共同取組活動への配分額の合計である。

## 2 協定農用地の地目別・基準別の面積及び交付金額

区 分		交付面積 (ha)	対象農用地面積 (ha)	交付金額 (千円)
田 ①		11,284	15,067	1,726,873
8 法内	急傾斜地	6,388	8,435	1,306,491
	小区画・ 不整形	0	0	0
	緩傾斜地	4,473	5,511	341,528
	高齢化率・ 耕作放棄率	0	0	0
8 法外特認		422	1,121	78,854
畑 ②		464	829	28,767
8 法内	急傾斜地	152	213	16,911
	緩傾斜地	296	518	10,156
	高齢化率・ 耕作放棄率	0	0	0
8 法外特認		15	98	1,699
草地 ③		21	96	677
8 法内	急傾斜地	1	3	135
	緩傾斜地	19	93	543
	高齢化率・ 耕作放棄率	0	0	0
8 法外特認		0	0	0
採草放牧地 ④		5	33	47
8 法内	急傾斜地	5	5	45
	緩傾斜地	1	28	2
8 法外特認		0	0	0
計 ①+②+③+④		11,773	16,024	1,756,364

単位未満四捨五入のため、計とその内訳の合計は一致しない場合がある。

対象農用地面積は、対象農用地の基準に該当する農用地のうち市町村が促進計画に定めた農用地面積

3 市町村別協定数・交付面積・交付金額等

単位：件、人、ha、千円

基本方針 策定市町村	協定数							集落協定 参加 農業者数 (人)	交付面積						交付金額		
	集落 協定	うち 体制 整備	個別 協定	うち 体制 整備	計	うち 体制 整備	集落 協定		個別 協定	計 (ha) (A)	基礎 単価 面積	体制 整備 単価 面積 (B)	体制 整備 単価率 (B)/(A)	集落 協定	個別 協定	計 (千円)	
備 前	岡山市	48	32	1	1	49	33	687	300	6	306	78	228	74%	42,231	1,215	43,446
	玉野市	1	1			1	1	13	2		2	2	100%	475		475	
	備前市	13	9			13	9	239	88		88	28	60	68%	14,298		14,298
	瀬戸内市	2				2		10	3		3				445		445
	赤磐市	44	19			44	19	819	510		510	308	202	40%	84,562		84,562
	和気町	36	19			36	19	430	173		173	84	89	52%	32,424		32,424
	吉備中央町	177	143	14	14	191	157	2,342	1,642	85	1,727	206	1,521	88%	262,311	14,295	276,606
小計(7)	321	223	15	15	336	238	4,540	2,718	90	2,809	706	2,103	75%	436,746	15,510	452,256	
備 中	倉敷市	4				4		39	11		11	11			1,676		1,676
	笠岡市	6	6			6	6	101	19		19		19	100%	3,980		3,980
	井原市	7	7			7	7	137	62		62		62	100%	11,388		11,388
	総社市	8	5			8	5	84	46		46	21	25	55%	8,814		8,814
	高梁市	127	72	3	2	130	74	1,727	968	17	985	347	638	65%	158,469	1,116	159,585
	新見市	111	71	1	1	112	72	1,351	875	2	877	244	633	72%	113,303	433	113,736
	浅口市	1	1			1	1	16	12		12		12	100%	1,405		1,405
	矢掛町	16	5			16	5	244	83		83	59	24	29%	13,422		13,422
小計(8)	280	167	4	3	284	170	3,699	2,076	19	2,095	682	1,413	67%	312,457	1,549	314,005	
美 作	津山市	128	111	1	1	129	112	2,293	1,327	6	1,333	133	1,200	90%	209,894	912	210,806
	真庭市	177	88			177	88	3,174	1,577		1,577	732	844	54%	183,836		183,836
	美作市	80	41	1	1	81	41	1,675	860	1	861	321	539	63%	110,144	88	110,232
	新庄村	15	15			15	15	177	170		170		170	100%	25,948		25,948
	鏡野町	100	95			100	95	976	556		556	24	531	96%	85,113		85,113
	勝央町	11	11			11	11	151	54		54		54	100%	11,293		11,293
	奈義町	19	19			19	19	848	603		603		603	100%	66,242		66,242
	西粟倉村	20	20			20	20	259	112		112		112	100%	16,007		16,007
	久米南町	36	29			36	29	851	678		678	84	595	88%	122,107		122,107
	美咲町	93	85			93	85	1,480	926		926	35	891	96%	158,519		158,519
小計(10)	679	514	2	2	681	516	11,884	6,862	7	6,869	1,330	5,540	81%	989,103	1,000	990,103	
県計(25)	1,280	904	21	20	1,301	924	20,123	11,657	116	11,773	2,718	9,055	77%	1,738,306	18,059	1,756,364	

注)集落協定参加農業者数は延べ数

単位未満四捨五入のため、計とその内訳の合計は一致しない場合がある



## 4 集落協定における農業生産活動等の実施状況

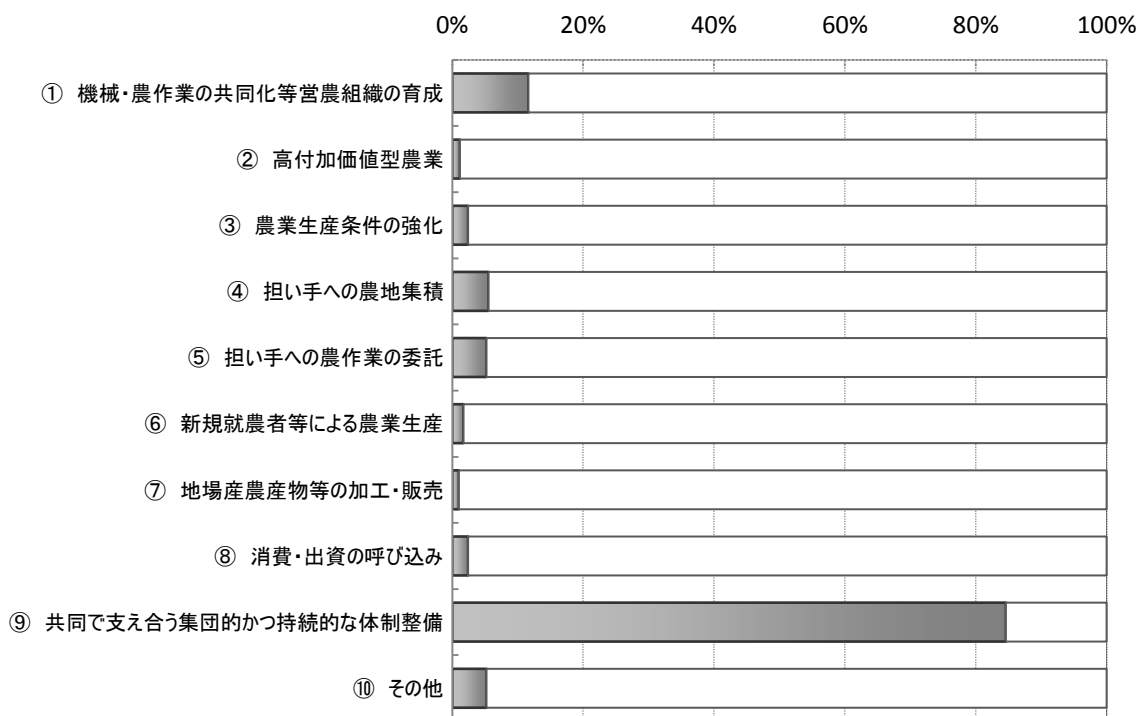
### (1) 集落マスタープランの内容

将来像を実現するための活動方策

共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備に取り組んだ協定が1,083協定(84.6%)と最も多く、次いで機械・農作業の共同化等営農組織の育成が149協定(11.6%)となっている。

「その他」の活動項目は、農地の効率的利用、鳥獣被害防止対策等である。

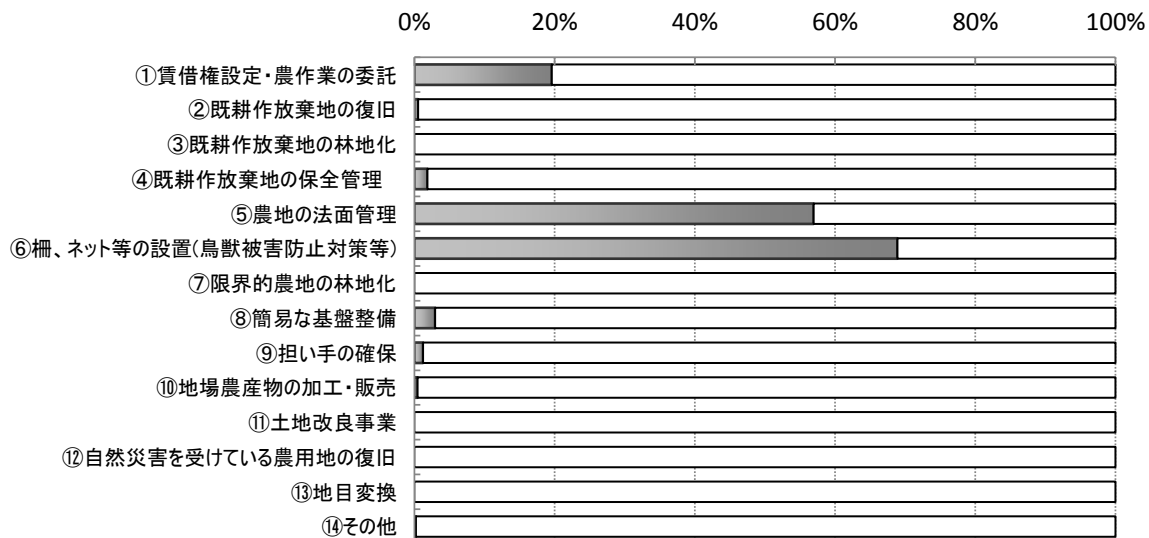
活動項目	協定数	全協定に占める割合
① 機械・農作業の共同化等営農組織の育成	149	11.6%
② 高付加価値型農業	15	1.2%
③ 農業生産条件の強化	31	2.4%
④ 担い手への農地集積	71	5.5%
⑤ 担い手への農作業の委託	67	5.2%
⑥ 新規就農者等による農業生産	22	1.7%
⑦ 地場産農産物等の加工・販売	13	1.0%
⑧ 消費・出資の呼び込み	31	2.4%
⑨ 共同で支え合う集団的かつ持続的な体制整備	1083	84.6%
⑩ その他	67	5.2%



## (2) 耕作放棄の防止等の活動

柵、ネット等の設置（鳥獣害被害防止対策等）を実施した協定が882（68.9%）と最も多く、次いで、農地の法面管理729協定（57.0%）、賃借権設定・農作業の委託251協定（19.6%）の順となっている。

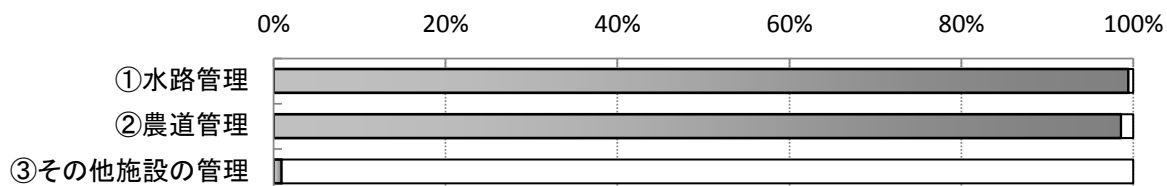
活動項目	協定数	全協定に占める割合
①賃借権設定・農作業の委託	251	19.6%
②既耕作放棄地の復旧	7	0.5%
③既耕作放棄地の林地化	0	0.0%
④既耕作放棄地の保全管理	24	1.9%
⑤農地の法面管理	729	57.0%
⑥柵、ネット等の設置（鳥獣被害防止対策等）	882	68.9%
⑦限界的農地の林地化	0	0.0%
⑧簡易な基盤整備	38	3.0%
⑨担い手の確保	16	1.3%
⑩地場農産物の加工・販売	6	0.5%
⑪土地改良事業	0	0.0%
⑫自然災害を受けている農用地の復旧	0	0.0%
⑬地目変換	0	0.0%
⑭その他	3	0.2%



## (3) 水路・農道等の管理活動

水路管理及び農道管理活動については、ほとんどの協定が実施した。

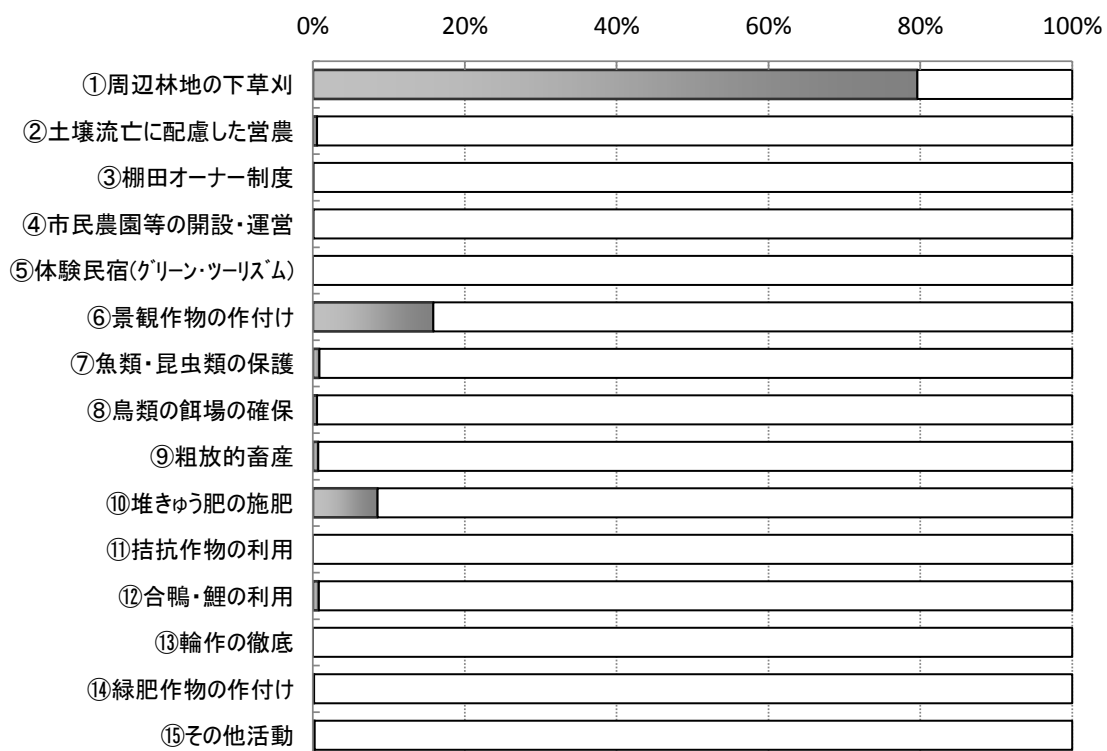
活動項目	協定数	全協定に占める割合
①水路管理	1,273	99.5%
②農道管理	1,262	98.6%
③その他施設の管理	12	0.9%



#### (4) 多面的機能を増進する活動

周辺林地の下草刈を実施した協定が1,019協定(79.6%)と最も多く、次いで、景観作物の作付け203協定(15.9%)、堆きゅう肥の施肥109協定(8.5%)の順になっている。

活動項目		協定数	全協定に占める割合
国土保全機能を高める取組	①周辺林地の下草刈	1,019	79.6%
	②土壌流亡に配慮した営農	7	0.5%
保健休養機能を高める取組	③棚田オーナー制度	1	0.1%
	④市民農園等の開設・運営	1	0.1%
	⑤体験民宿(グリーン・ツーリズム)	0	0.0%
	⑥景観作物の作付け	203	15.9%
自然生態系の保全に資する取組	⑦魚類・昆虫類の保護	11	0.9%
	⑧鳥類の餌場の確保	7	0.5%
	⑨粗放的畜産	9	0.7%
	⑩堆きゅう肥の施肥	109	8.5%
	⑪拮抗作物の利用	0	0.0%
	⑫合鴨・鯉の利用	10	0.8%
	⑬輪作の徹底	0	0.0%
	⑭緑肥作物の作付け	2	0.2%
	⑮その他活動	3	0.2%

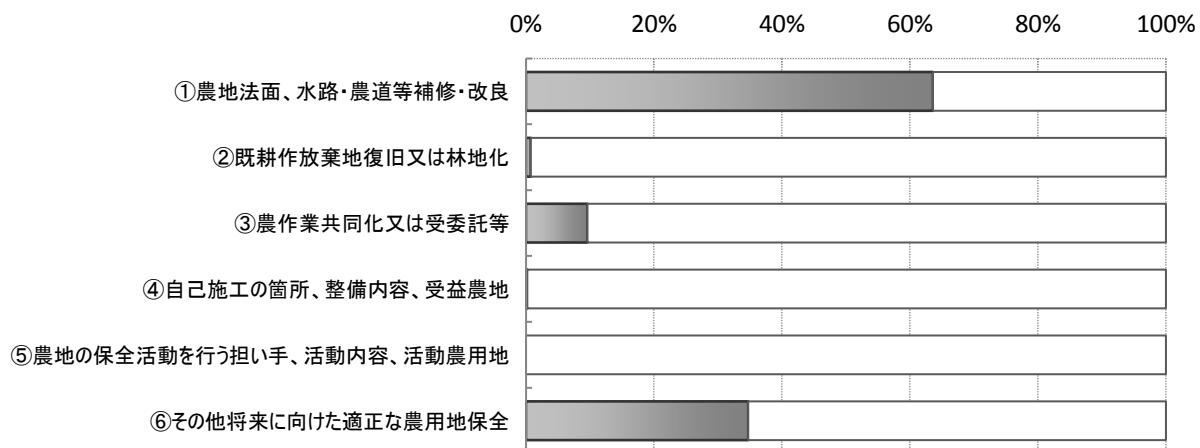


5 集落協定における農業生産活動等の体制整備の実施状況(体制整備単価が交付される活動)

(1) 農用地等保全マップに関する事項

体制整備単価が交付される活動に取り組んだ904集落協定中、農地法面、水路・農道等補修・改良に取り組んだ協定が575(63.6%)と最も多く、次いで、その他将来に向けた適正な農用地保全314協定(34.7%)、農作業共同化又は受委託等87協定(9.6%)などの順になっている。なお、その他将来に向けた適正な農用地保全では、鳥獣害防止対策、機械・施設の維持管理等に取り組んだ。

作成内容	協定数	全体制整備単価協定に占める割合
①農地法面、水路・農道等補修・改良	575	63.6%
②既耕作放棄地復旧又は林地化	7	0.8%
③農作業共同化又は受委託等	87	9.6%
④自己施工の箇所、整備内容、受益農地	2	0.2%
⑤農地の保全活動を行う担い手、活動内容、活動農用地	0	0.0%
⑥その他将来に向けた適正な農用地保全	314	34.7%



## (2) 体制整備単価の取組内訳

C要件の集団的かつ持続可能な体制整備に取り組んだ協定が896協定(99.1%)、次いで機械・農作業の共同化(10%増加目標)が8協定(0.9%)となっている。

要件	活動項目	協定数	全体制整備単価協定に占める割合	備考(実績)
A ①(イ、選択要件は21つ以上)	①(ア)機械・農作業の共同化(10%増加目標)	8	0.9%	18ha
	①(イ)機械・農作業の共同化(30%増加目標)	2	0.2%	5ha
	②高付加価値型農業の実践	0	0.0%	
	③農業生産条件の強化	0	0.0%	
	④担い手への農地集積	3	0.3%	2ha
	⑤(ア)担い手への農作業の委託(10%増加目標)	2	0.2%	3ha
	⑤(イ)担い手への農作業の委託(30%増加目標)	0	0.0%	
B	①(ア)新規就農者等の確保(新規就農者)	6	0.7%	3人
	①(イ)新規就農者等の確保(認定農業者等)	0	0.0%	
	②地場農産物等の加工・販売	6	0.7%	1協定
	③消費・出資の呼び込み	0	0.0%	
C	集団的かつ持続可能な体制整備	896	99.1%	全取組協定で有効に機能



# 取組活動事例

## ○集落内の農作業受委託で米づくり支援

わだ  
和田 集落協定 (吉備中央町)

協定面積：37.0ha 交付金額：745万円

農業者の高齢化に対応するため、農業用機械・施設（防除機、乾燥調製施設）を整備し、水稻の作業受託を実施している。近年、農業者から乾燥・調製作業の要望が増えていることから、今後、施設の増設も予定している。

### 【主な取組実績】

○ 農作業の受託面積	防除作業	12ha
	収穫	4ha
	乾燥・調製	45t

受託組織による防除作業



米乾燥調製施設



## ○集落ぐるみの農村環境保全

かましもしぶ

可真下 2 支部 集落協定 (赤磐市)

協定面積：6.8ha 交付金額：143万円

農業者と地域住民が一体となり、農業者には負担の大きい急傾斜での草刈り作業を軽減するため、防草シートの設置を進めている。

また、毎年、子ども達との川辺の生きもの調査やコスモスを栽培するなど、農村の環境保全に向けた取組も行っている。

### 【主な取組実績】

- 防草シート設置 60m
- 川辺の生きもの調査(メダカ、ドジョウなど)
- 景観形成作物の導入

共同作業(草刈り)



防草シート設置



生きもの調査



コスモスによる景観形成



## ○3つの集落協定を統合して品質向上と省力化

つつ  
津々 集落協定 (高梁市)

協定面積：23.6ha 交付金額：340万円

H26年度に近隣の3つの集落で「農事組合法人アグリ津々」を設立し、H27年度には集落協定も1つに統合した。

アグリ津々では、WCS用稲の栽培や、深耕による土づくりを進め、また、自走式草刈機の導入による畦畔管理の省力化にも取り組んでいる。

### 【主な取組実績】

- 農事組合法人の経営面積 12ha
- WCS用稲の栽培 3ha

WCS用稲の栽培



深耕による土づくり



畦畔の省力的管理(自走式草刈機、センピートグラス植付け)



資料No. 3

平成28年度  
岡山県日本型直接支払等推進委員会資料

平成27年度  
環境保全型農業直接支払交付金の  
実施状況

平成28年5月

岡山県農林水産部

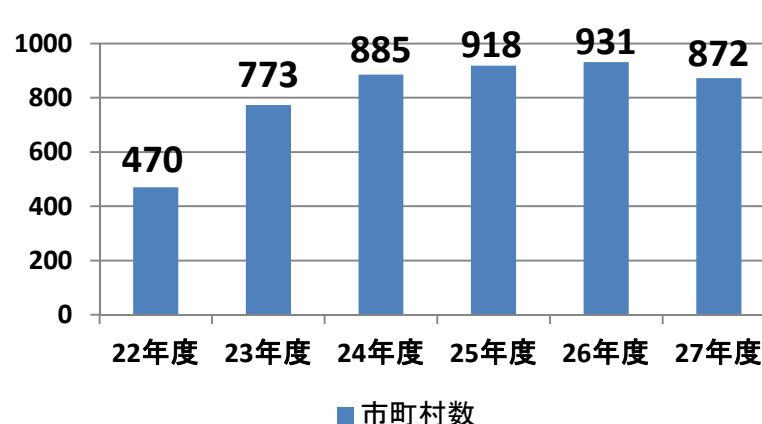
# 17 環境保全型農業直接支払の取組状況

- 平成27年度の環境保全型農業直接支払交付金の実施面積は7万7千ヘクタールであり、平成26年度に比べて1万9千ヘクタール増加。
- 平成27年度より支援対象の要件を農業者個人から農業者の組織する団体等に変更したため、実施件数は減少しているが、一方で制度への理解が進み、実施面積は大幅に増加。

## ○ 環境保全型農業直接支払交付金の実施件数、実施面積、市町村数

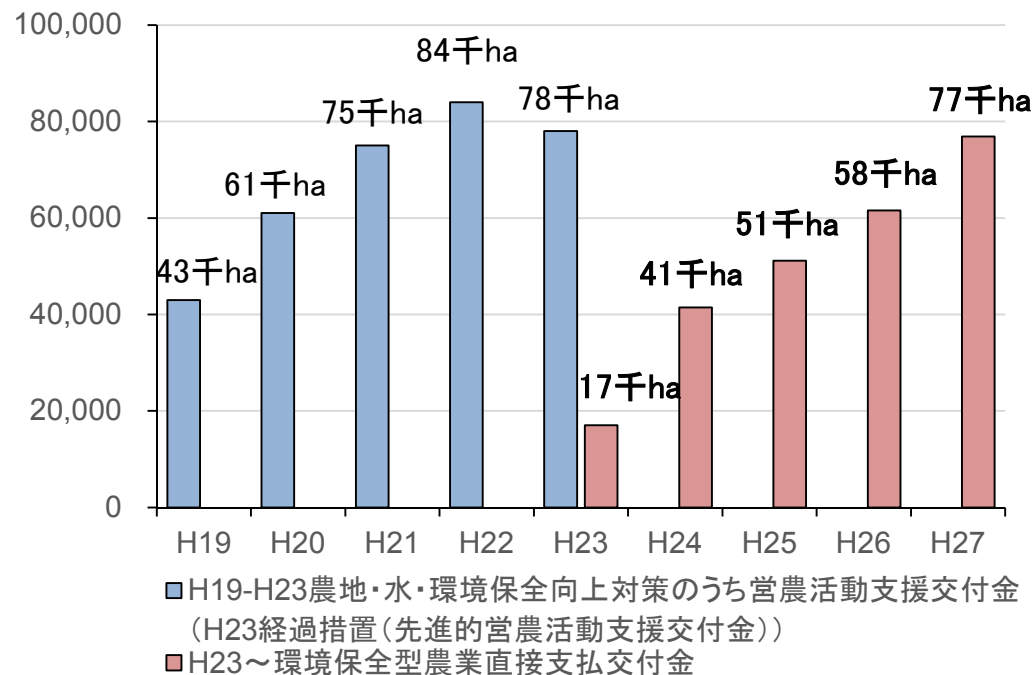
	実施件数	実施面積(ha)	市町村数
H23年度	6,622	17,009	773
H24年度	12,985	41,439	885
H25年度	15,240	51,114	918
H26年度	15,920	57,744	931
H27年度(見込み)	4,097	76,863	872

## ○ H22～27年度(見込み)の実施市町村数の推移

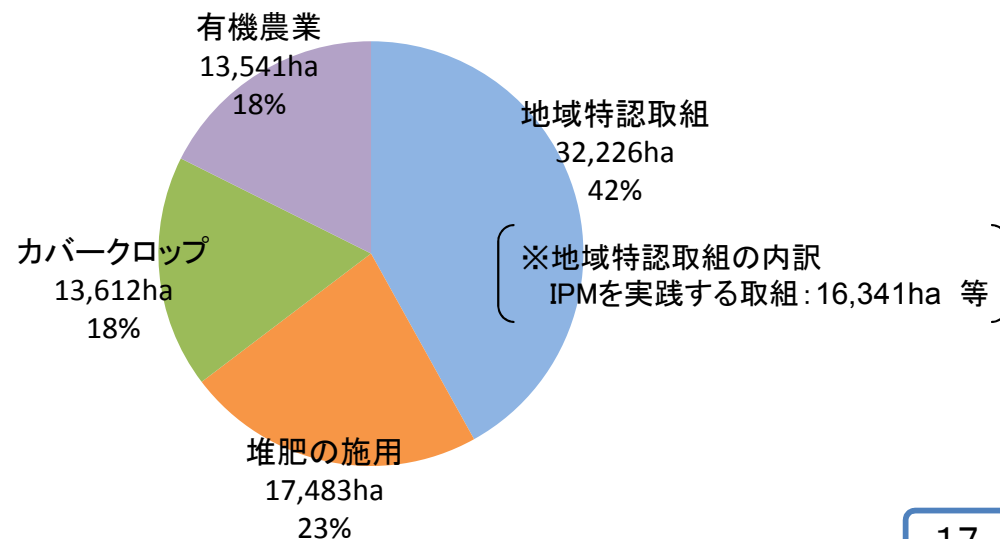


※ H22年度は農地・水・環境保全向上対策の営農活動支援交付金の取組市町村数、H23年度は経過措置を除く環境保全型農業直接支払対象の取組市町村数

(参考) 農地・水・環境保全向上対策の営農活動支援交付金及び環境保全型農業直接支払交付金の実施面積の推移

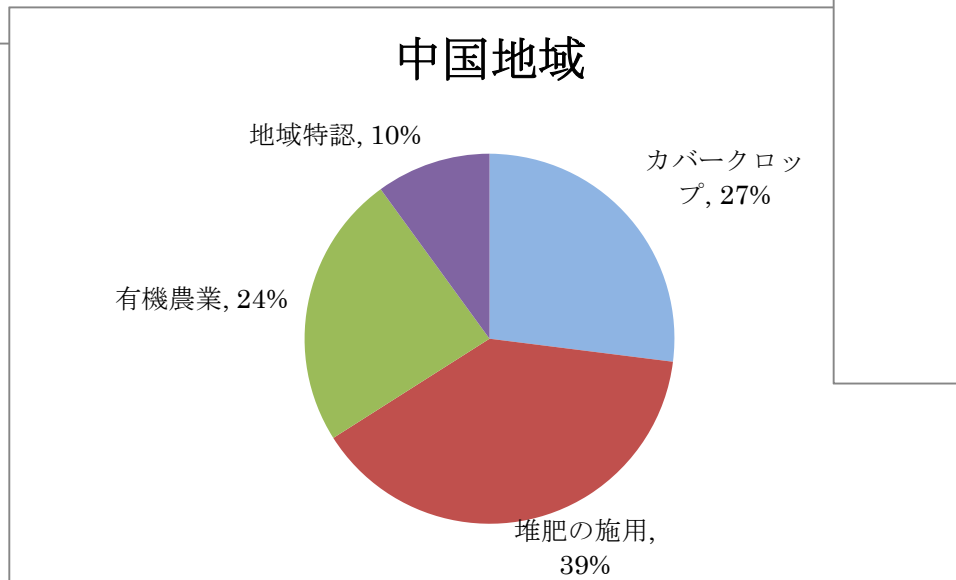
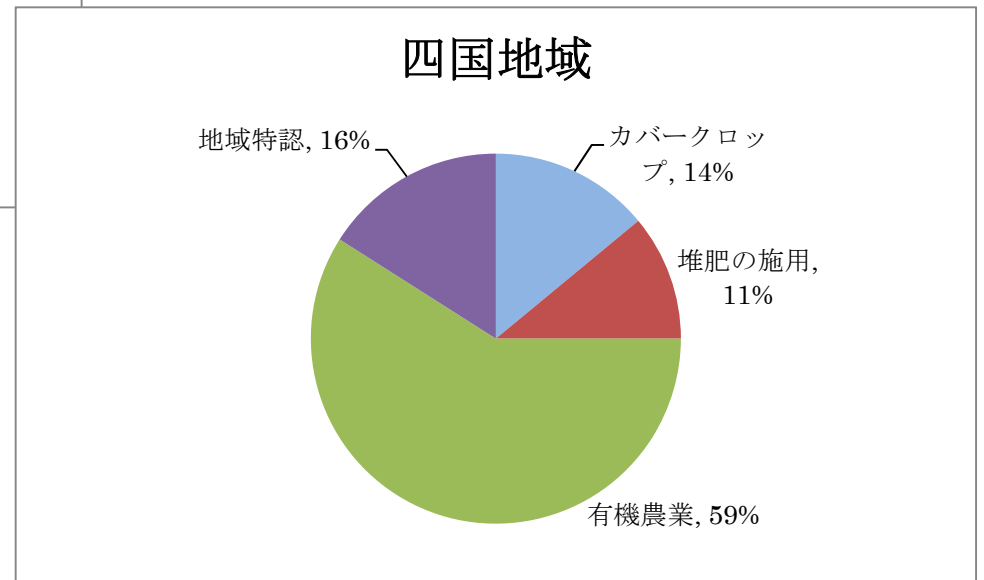
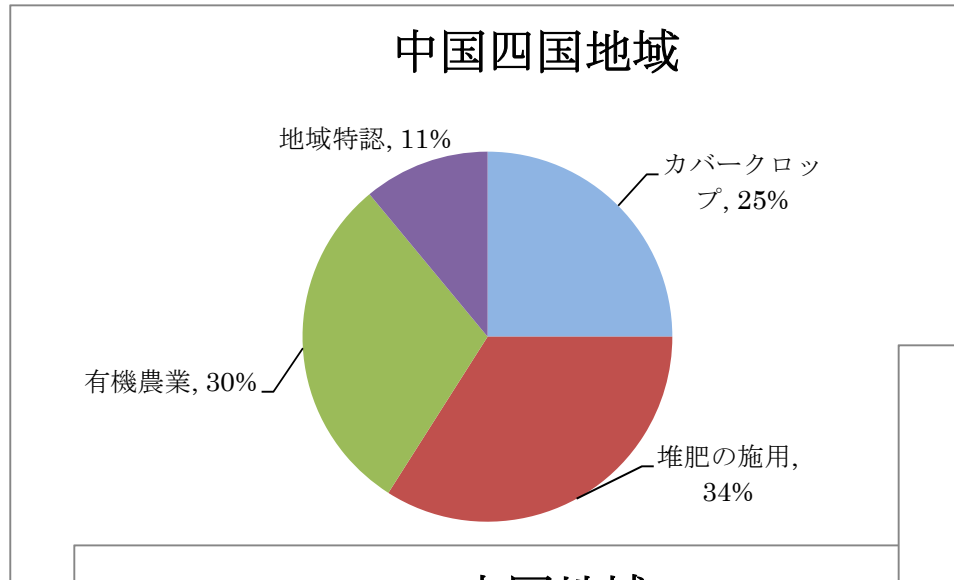


## ○ H27年度の支援対象取組別の実実施面積(見込み)割合





○27年度の中国四国地域における取組別の実施面積(見込み)割合(平成28年1月末現在)



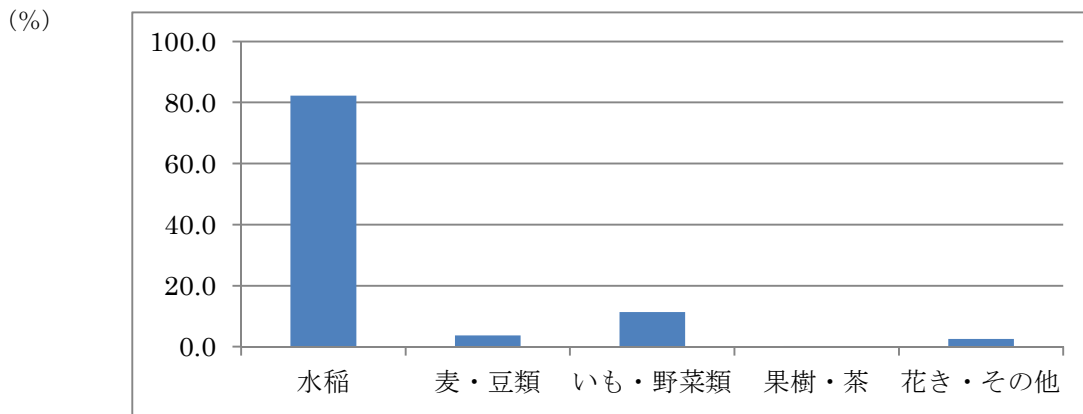
# 平成 27 年度環境保全型農業直接支払交付金取組内容

## 1 取組状況

- 取組市町村数 18市町村
- 交付件数 51件
- 取組面積 225ha
- 交付金額 17,525千円
- 取り組み主体 有機農産物の生産集団、集落営農組織、地域の稲作研究会等

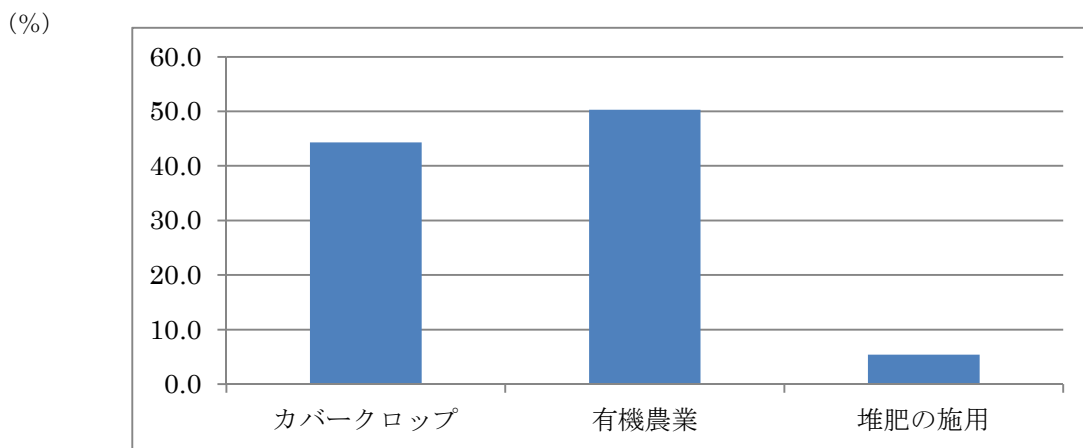
## 2 取組作物 (H28. 1月末現在)

取組面積：水稲 190ha(82%)、麦・豆類 8ha(4%)、いも・野菜類 26ha(11%)  
果樹・茶 1ha(0.3%)、花き・その他(そば等)6ha(3%)



## 3 対象活動の状況

カバークロープ 100ha(44%)、有機農業 113ha(50%)、堆肥 12ha(6%)



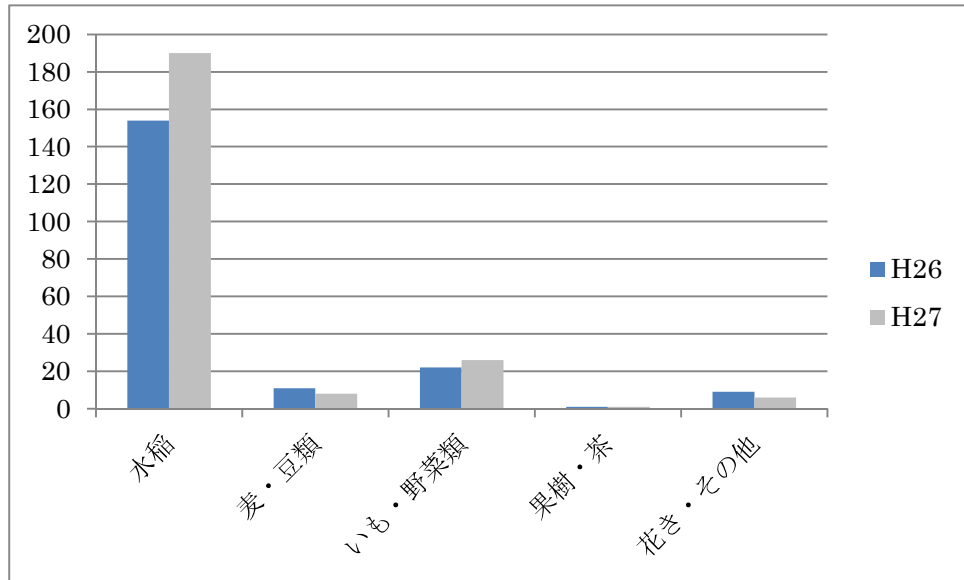
## 4 取組状況の変遷

項目	H23	H24	H25	H26	H27
交付件数(件)	63	94	93	92	51
取組面積(ha)	92	171	198	196	225
交付金額(千円)	7,263	13,656	15,691	15,495	17,525

# 平成26年度との取組面積対比

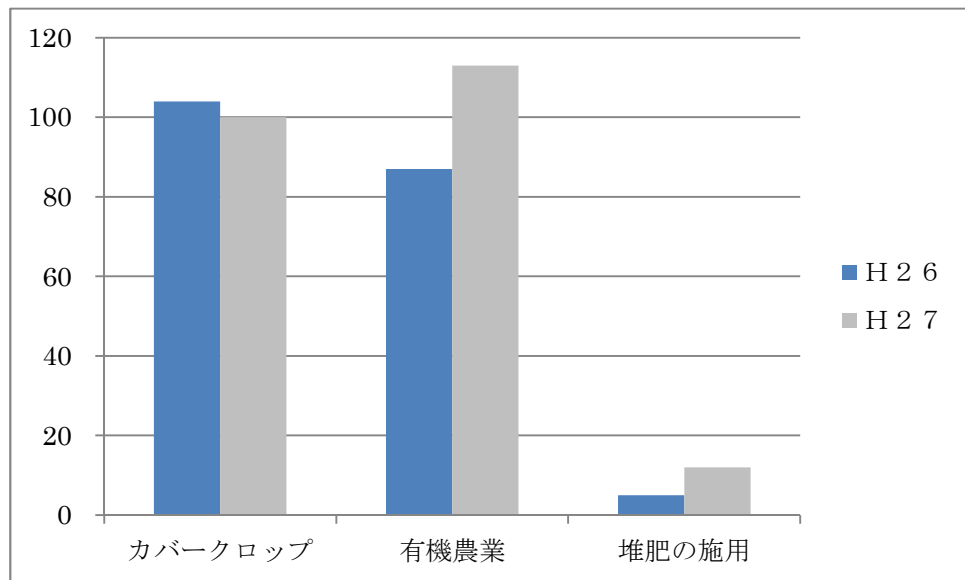
## 1 作物別

(ha)



## 2 取組別

(ha)



平成27年度環境保全型農業直接支払交付金 取組面積 対H26

県民局	対象活動取組面積(a)							合計
	カバー クロープ	堆肥 の施 用	有機農業		リビング マルチ	草生 栽培	水田 内 ビオ トープ	
			JAS	JAS 以外				
備前 県民局 H27	1,471	450	1,496	3,602	0	0	0	7,019
H26	1,207	451	2,078	1,746	0	0	0	5,482
比較増減	264	-1	-582	1,856	0	0	0	1,537
備中 県民局 H27	2,676	0	2,599	1,797	0	0	0	7,072
H26	2,285	0	2,002	802	0	0	0	5,089
比較増減	391	0	597	995	0	0	0	1,983
美作 県民局 H27	5,802	761	1,298	506	0	0	0	8,367
H26	6,923	0	1,506	585	0	0	0	9,014
比較増減	-1,121	761	-208	-79	0	0	0	-647
県計 H27	9,949	1,211	5,393	5,905	0	0	0	22,458
H26	10,415	451	5,586	3,133	0	0	0	19,585
比較増減	-466	760	-193	2,772	0	0	0	2,873

平成27年度環境保全型農業直接支払交付金 取組一覧

H28.5.11

県民局	市町村	対象活動取組面積(a)									交付金額 (円)
		カバー クロープ	堆肥 の施 用	有機農業		リビング マルチ	草生 栽培	水田内 ビオ トープ	合計	カバー率 (%)(※)	
				JAS	JAS 以外						
備前	岡山市	0	0	1,278	1,906	0	0	0	3,184	0.23%	2,547,200
	備前市	0	0	99	0	0	0	0	99	0.19%	79,200
	瀬戸内市	185	0	65	1,642	0	0	0	1,892	0.83%	1,513,600
	和気町	261	0	54	54	0	0	0	369	0.39%	295,200
	吉備中央町	1,025	450	0	0	0	0	0	1,475	0.60%	1,018,000
	県民局計	1,471	450	1,496	3,602	0	0	0	7,019	0.30%	5,453,200
備中	倉敷市	1,492	0	1,217	1,687	0	0	0	4,396	1.23%	3,516,800
	井原市	0	0	160	0	0	0	0	160	0.08%	128,000
	総社市	914	0	807	0	0	0	0	1,721	0.89%	1,371,800
	高梁市	0	0	259	0	0	0	0	259	0.07%	207,200
	早島町	270	0	26	0	0	0	0	296	4.19%	236,800
	矢掛町	0	0	130	110	0	0	0	240	0.25%	192,000
	県民局計	2,676	0	2,599	1,797	0	0	0	7,072	0.49%	5,652,600
美作	津山市	1,411	0	320	400	0	0	0	2,131	0.49%	1,704,800
	真庭市	232	379	570	0	0	0	0	1,181	0.23%	808,360
	新庄村	1,007	0	252	106	0	0	0	1,365	4.07%	1,092,000
	鏡野町	0	382	0	0	0	0	0	382	0.22%	168,080
	奈義町	1,372	0	0	0	0	0	0	1,372	1.94%	1,097,600
	久米南町	367	0	156	0	0	0	0	523	0.40%	418,400
	美咲町	1,413	0	0	0	0	0	0	1,413	0.76%	1,130,400
	県民局計	5,802	761	1,298	506	0	0	0	8,367	0.36%	6,419,640
県計		9,949	1,211	5,393	5,905	0	0	0	22,458	0.37%	17,525,440

※ カバー率は、農振農用地面積に占める取組面積の割合(農振農用地面積は、H26.12.1現在。農村振興課調べ)

## 【取組事例】

### 1 組織名

奈義町エコファーマー連絡協議会

### 2 組織の概要

(1) 構成員数 31名

うち、環境保全型農業直接支払制度への取組は、水稻生産者 15名

### 3 環境直払制度の取組概要

(1) 作目 水稻

(2) 取組面積 約15ha

(3) 取組内容

①土づくり技術

菜の花（緑肥）のすき込みによる土づくり

②化学肥料の低減技術

奈義有機センターのたい肥施用及び肥効調節型肥料の局所施用

③化学合成農薬の低減技術

温湯種子消毒技術の導入

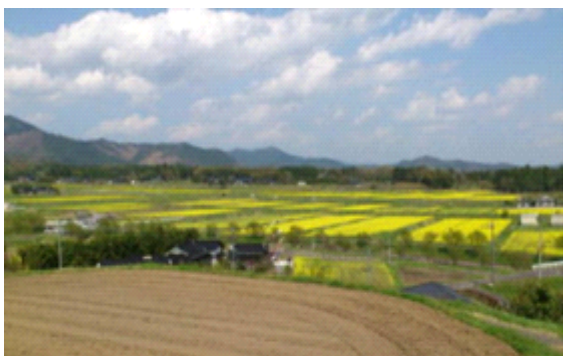
※上記、①、②、③の技術により、化学肥料・化学合成農薬を地域慣行の5割以上低減

### 4 その他

(1) 「那岐山麓菜の花米」として販売しており、「ふるさと納税の返礼品」や「奈義町ふるさと特産便」に活用され、奈義町のPRに役立っている。

(2) 緑肥として作付けされている菜の花は、春先には那岐山麓を彩り、観光客の集客に役立っている。

(3) 平成28年度からは、菜の花米栽培ほ場を活用して、「菜の花まつり」を実施している。



「那岐山麓菜の花米」栽培ほ場



菜の花米袋用ラベル

# 機械化一貫体系により「おかやま有機無農薬農産物」

有機農業の取組拡大

## の品質・安定生産を実現

### そうじゃ有機の郷

まきびじ

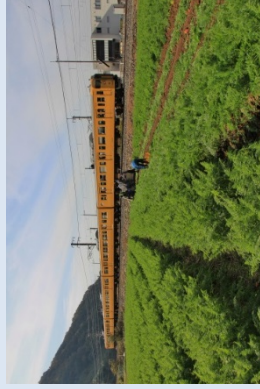
そうじゃ

### (うち有会社吉備路オーガニックワーク) (岡山県総社市)

有機農業を「生計を立てるための農法」として持続可能なものとするため、自ら確立したニンジンの大規模機械化一貫体系により、おかやま有機無農薬農産物及び有機JAS農産物の生産を拡大

#### 地域の特徴と取組の背景

- ・ 総社市は岡山県の南西部に位置し、温暖な気候と高梁川の豊かな水に恵まれ、水稻を中心に麦、大豆、果樹、野菜、畜産などの幅広い作目経営が行われている



有機ニンジンの栽培現場

- ・ (有)吉備路オーガニックワークは、有機農業を「生計を立てるための農法」として持続可能なものとするため、機械化・規模拡大に適した品目(ニンジン)の絞り込みと機械化の推進により、大規模機械化一貫体系を確立し、高品質・安定生産を実現したことにより、販売先からも大きな信頼を得ている
- ・ 平成27年度からは、同法人が中心となり、同じ有機農業を実践する農業者と「そうじゃ有機の郷」を組織し、活動を展開

#### 環境保全型農業の実施状況

##### 【環境直接支払の対象活動】



吉備路オーガニックワークのニンジン

- ・ 水稻(3.7ha)、ニンジン(2.3ha)を中心として、大豆、ほうれん草等の野菜等で有機農業の取組を実施
- うち、(有)吉備路オーガニックワークではニンジン、水稻、大豆に取り組む

- ・ 構成員全員が有機JAS、おかやま有機無農薬農産物の認定を取得

##### 【環境直接支払の推進活動】

- ・ 推進活動として、技術検討会を開催して構成員の技術向上に努める



農業高校の視察の受け入れ

- ・ (有)吉備路オーガニックワークとしては、農業高校や就農希望者等からの研修の受け入れ等を通じて、有機農業の普及や理解を深める取組を展開

#### 取組の効果及び今後の展開

- ・ 化学肥料や農薬を一切使用しない「おかやま有機無農薬農業」の認証面積は岡山県内最大級であり、他の有機農業実践経営体の模範として、県内の環境保全型農業(有機農業)の発展に大きく貢献している



収穫機によるニンジンの収穫作業

- ・ 今後も、近県の有機無農薬産地との情報交換等を行いながら、一層の低コスト化、高品質化を図るとともに、「そうじゃ有機の郷」の活動を通じて地域での活動の輪の拡大を図る

※「おかやま有機無農薬農産物」：岡山県独自の認定。有機JAS規格をクリアした上で、農薬・化学肥料を一切使用せずに生産された農産物

平成27年度都道府県別取組状況

番号	都道府県	取組面積(ha)	取組面積 順位	耕地面積(ha) (田・畑計) (本地)	カバー率	カバー率 順位
1	北海道	11,546	2	1,130,000	1.02%	20
2	青森	834	18	149,100	0.56%	29
3	岩手	6,077	4	143,100	4.25%	6
4	宮城	4,191	5	124,800	3.36%	8
5	秋田	1,218	15	143,900	0.85%	25
6	山形	7,594	3	116,000	6.55%	3
7	福島	1,858	11	138,100	1.35%	14
8	茨城	470	24	168,400	0.28%	39
9	栃木	2,548	8	121,200	2.10%	11
10	群馬	133	39	69,300	0.19%	42
11	埼玉	174	37	75,000	0.23%	41
12	千葉	607	20	123,100	0.49%	31
13	東京	-	-	7,030	-	-
14	神奈川	9	45	19,000	0.05%	45
15	新潟	138	38	162,500	0.08%	44
16	富山	481	23	56,700	0.85%	24
17	石川	260	33	40,900	0.64%	27
18	福井	3,730	6	39,600	9.42%	2
19	山梨	688	19	23,400	2.94%	10
20	長野	1,322	14	99,100	1.33%	15
21	岐阜	2,889	7	53,500	5.40%	4
22	静岡	299	31	65,400	0.46%	34
23	愛知	407	28	73,200	0.56%	30
24	三重	274	32	57,300	0.48%	33
25	滋賀	15,693	1	50,300	31.20%	1
26	京都	503	22	29,100	1.73%	13
27	大阪	12	44	12,600	0.10%	43
28	兵庫	2,107	9	68,700	3.07%	9
29	奈良	58	43	20,100	0.29%	38
30	和歌山	87	42	32,100	0.27%	40
31	鳥取	374	29	32,000	1.17%	17
32	島根	1,538	13	34,200	4.50%	5
33	岡山	231	34	60,200	0.38%	36
34	広島	525	21	50,800	1.03%	19
35	山口	467	25	43,700	1.07%	18
36	徳島	124	40	29,200	0.42%	35
37	香川	97	41	28,800	0.34%	37
38	愛媛	227	35	47,200	0.48%	32
39	高知	226	36	26,600	0.85%	23
40	福岡	942	17	80,500	1.17%	16
41	佐賀	317	30	50,400	0.63%	28
42	長崎	1,800	12	45,300	3.97%	7
43	熊本	1,863	10	106,000	1.76%	12
44	大分	448	26	52,500	0.85%	22
45	宮崎	418	27	64,500	0.65%	26
46	鹿児島	1,054	16	113,500	0.93%	21
47	沖縄	4	46	37,300	0.01%	46
	全国計	76,863		4,315,230	1.78%	

資料：平成27年度環境保全型農業直接支払交付金の都道府県別取組状況（見込み） H28.3.1農林水産省  
 耕地面積及び耕地の拡張・かい廃面積（2016.2.17公表） 本地・けい畔別耕地面積 田畑計 農林水産省



「岡山県農業振興地域整備基本方針（案）」に係る意見の概要（有識者）

平成 28 年 2 月 10 日に直接支払等推進委員会を開催し、学識経験者を含む委員から意見聴取を行ったが、委員及び意見の概要は以下のとおり。

【岡山県直接支払等推進委員会委員】

氏 名	職 名
横溝 功（委員長）	岡山大学大学院環境生命科学研究科・教授（農学部）
九鬼 康彰	岡山大学大学院環境生命科学研究科・准教授（環境理工学部）
小松原 竜司	山陽新聞論説委員会・委員
内田 千栄	元 県 6 次産業連携コーディネーター
江草 聡美	(株)バイトマーク シニア野菜ソムリエ
中川 初美	(一社)岡山県婦人協議会・副会長
西村 幸	(一財)岡山経済研究所 主任研究員
吉澤 威人	岡山県商工会連合会 会長

<有識者からの御意見等と県の考え方>

【全体・面積】

番号	御意見等	県の考え方
1	確保すべき農用地区域内農地面積の目標について、減少率が国（99.5%）より県（94.6%）は大きい、この勢いで減少させてよいのか。	県の確保すべき農用地区域内農地の面積目標は、国が平成 27 年 12 月に変更した「農用地等の確保等に関する基本指針（以下「国基本指針」という。）」の中で定められた都道府県の設定基準である「都道府県が定める確保すべき農用地等の面積の設定基準」に基づき、農林水産大臣と協議を行った上で設定しています。
2	県面積目標は減少計画になっているが、農業による地方創生を織り込んだ強気の目標設定をしてはどうか。	こうした結果、本県の面積目標は、国に比べて大きく減少していますか、農振制度は大変重要であると認識しており、この制度の適切な運用を図り、県目標の達成ができるよう、優良農地の確保に努めてまいります。
3	岡山県が面積目標を 10 年後に 3 千 ha の減少として大丈夫か。農振農用地区域が最も有効な農地の保全手法であることも再確認する必要がある。	
4	県の面積目標について、県南県北部の事情を加味して設定してはどうか。	※県の目標は、市町村へ意見照会を行った上で設定していることから、可能な範囲で県内市町村の事情を反映しているものと考えております。

5	<p>農地転用による優良農地の喪失というのは実際にあると思う。優良農地は開発しやすい立地条件を有していることもある。変更案（第1章第1の2（3））で可能な限り優良農地を確保するとしているが、柔軟に考えて結果的に効率的な非農業的土地活用を目指すということにならないか。もっと強気に農地の確保を打ち出してはどうか。</p>	<p>表現としましては、従前の書き方を踏襲していますが、農振農用地は、現行法では原則として転用できない取扱いになっておりますので、御理解いただきたいと思います。</p>
6	<p>面積目標について、市町村から積み上げたものでないということだが、国から割当られた面積を、県は市町村に割り振ったというものか。</p>	<p>現行の農振法には、市町村に面積目標を義務付ける規定はありませんが、農業振興地域制度は国・県・市町村が一体となって優良な農地を確保するものであると考えております。</p>
7	<p>食料自給率を上げるためにはどうすればいいのか。</p>	<p>食料自給率の向上には消費面での意識啓発など、幅広い視点での取組が必要と考えます。県基本方針で、重点作目別の構想を掲げており、各市町村が、地域に適した営農を推進できるよう支援していきたいと考えます。</p>
8	<p>岡山県農地中間管理機構の文章の中で集積・集約化が追加されているが、集積・集約化の意味の違いを教えてほしい。</p>	<p>集積とは、経営規模を拡大するために農地を集めて借りることであり、集約化とは、農地を耕作しやすいようまとまった形にして貸し出すことです。</p>
9	<p>また、集積率の18.3%の分母と分子は何か。</p>	<p>分母は耕地面積（67,900ha）で、分子は認定農業者等が借りている面積（12,452ha）です。</p>

【第1章】

番号	御意見等	県の考え方
10	<p>第2 農業上の土地利用の基本的方向</p> <p>南部農業地帯と中北部農業地帯とに分けて記載するのであれば、地域の特色に応じて、振興方針にメリハリを付けて特徴的な記載としてはどうか。また、この基本方針全体として、岡山県の独自色が薄いのではないか。独自色があるのは、第3章第1の1の「重点作目別の構想」の(6)果樹の記載などに限られている。</p>	<p>この基本方針は、土地利用や基盤整備を中心に記載しており、こうしたハード施策に関連する記載の中では県の独自色は打ち出しにくいことを御理解ください。</p> <p>なお、第3章第3の2 農業地帯別の構想で、生産振興関連の「営農類型」や同章第4の「重点作目別の構想」では、県農産課が作成している21世紀おかやま農業経営基本方針や岡山県水田農業振興方針の記載と整合させており、この部分は県の独自色が一定程度出ていると考えています。</p>
11	<p>第2の1. 「人口は減少傾向にあり、高齢化が進行し〜と予測される。」について</p> <p>削除してもよいのではないかと感じる。なぜなら、「広域交通網の整備～展開をすることにより」の部分は、変更前の「増勢が保たれ」の理由背景を説明しており、「都市部への人口の集積」の理由・背景とは必ずしも言えないのではないかと感じるからだ。</p>	<p>人口に関する記載は、農業の担い手の不足や減少傾向に関連するものであり、必要であると考えております。</p> <p>また、平成27年の国勢調査の速報値では、岡山市や倉敷市では5年前の前回調査に比べ、人口増加していることから、「都市部への人口の集積」といった従前の表現のままとしております。</p>
12	<p>第2の1. イ</p> <p>「暗渠排水」の記載があるということは、具体的な計画があるという理解でいいですか。</p> <p>※第3章第1の2. (1)ア田の整備も同じ</p>	<p>現時点で、具体的な計画はありませんが、生産性の高い土地利用型農業や畑作などの高収益作物への転換を進めるためには、農地の汎用化のための暗渠排水を進めていく必要があると考えています。</p>
13	<p>第2の1.</p> <p>南部農業地帯にも中北部農業地帯と同様に「飼料作物」の記載を追加してはどうか。※中北部農業地帯には「飼料作物」の記載がある。第2の2. ウの箇所</p>	<p>御意見を踏まえ「飼料作物」の記載を追記します。</p>
14	<p>第1章第2の1. オ</p> <p>農業及び農業的土地利用の推進方向</p> <p>「農道整備」が削除されているのは、計画が終了したという理解でいいですか。</p>	<p>農道整備につきましては、南部農業地帯の北部の吉備高原地域の井原市、和気町、赤磐市で農道整備を実施中です。また、中北部農業地帯の南部の吉備高原地域の新見市で実施していた農道整備がH28で完成予定です。農道整備に係る箇所を間違えておりました。追記と削除を</p>

		行います。
15	第1章第2 1. オ「北部の吉備高原」、2. ア「南部の吉備高原」との記載があるが、わかりにくいのではないか。	吉備高原は、吉備中央町内だけでなく、真庭市の南部や高梁市など南部農業地帯と中北部農業地帯との境界一帯に広くまたがっているため、こうした表現としています。
16	第1章第2の1. カ 「……棚田は、……確保するとともに、水田の汎用化等を進め、……」と記載しているが、実際、棚田でも水田の汎用化を進めるのか。	地域の意向を踏まえた上で、農地の傾斜が厳しい棚田においても、水稲の他に、麦や大豆などの畑作物が栽培できるよう、暗渠排水などを整備し汎用化を進めていく必要があると考えています。

### 【第2章】

17	指定予定地域の規模 農用地面積の県計が前回から約75千ha減っているのはなぜか。エリア別にみると笠岡地域(819減)、吉備中央(793減)、真庭(764減)、美咲(1394減)で特に面積の減少が目立つ。それぞれの理由は何か。	減少した大きな要因は、農用地から山林原野への変更によるものです。
18	中北部農業地帯 津山地域の農用地面積のみ増加している理由は何か。増加した津山地域をモデルに農用地拡大を目指してはどうか。	主な理由は総合見直しにより、採草放牧地や混牧林地以外の山林原野から農用地部分への増加によるものです。

### 【第3章】

番号	御意見等	県の考え方
19	第2の3.(1)荒廃農地の解消と適切な保全管理の支援の中で、「菜の花プロジェクト」が削除されているが、興陽高校等継続して取り組んでいるが、農地保全のために、岡山県は対策としないということなのか。削除の理由を聞きたい	引き続き農用地等の保全のための活動として、「菜の花プロジェクト」等、地域や個々の条件に即した支援策等を広く講じることとしておりますが、個別名の表現を一般的なものにしませんでしたので御理解ください。
20	第3の2. 農業地帯別の構想 中山間地域での集落等を単位とした生産組織の育成を図る」といった記載があるが、「法人化」に踏み込んだ記載はでき	御意見を踏まえ、「法人化」を追記いたします。

	ないか。	
21	第3の2. 農業地域別の構想 (1) 主な営農類型の適応地域について、 ①～④の地域区分は分かりにくいと感じる。第1章で「南部農業地帯」、「中北部農業地帯」として詳細な記述があるが、それとの関連性を持たせた記述の工夫はできないものか。	地域区分につきましては、「21世紀おかやま農業経営基本方針」の岡山県地域区分を使っていますので御理解ください。
22	第3の2. 農業地域別の構想 (1) 主要な営農類型の営農類型番号7と8「果樹専作」で、ピオーネが2記述あり、適応地域も同じ理由である。近年の栽培面積の増加から、シャインマスカットを加筆してはどうか。	「21世紀おかやま農業経営基本方針」に基づいた営農類型としておりますので御理解ください。
23	第3の2. 農業地域別の構想 (1) 主要な営農類型の営農類型番号16 「茶」で、新見や高梁でも茶（紅茶）の栽培が盛んであり、6次産業化に尽力しているので適応地域に「中国」を入れてはどうか。	営農類型は、「21世紀おかやま農業経営基本方針」に基づいており、「茶」は中国山地において適応地帯となっておりませんので御理解ください。
24	第4の1. 重点策目別の構想 全体的に、(6)「果樹」の表現のように、「おお！岡山らしいぞ」と思える部分を増やしてはどうか。	岡山県水田農業基本方針や21世紀おかやま農業経営基本方針と整合する記載としており、御理解ください。
25	第4の1. 重点作目別の構想 ・ 作目別の構想の中で、「水稻」や「野菜」は表現が弱いのではないか。 ・ 「畜産」は変更点がないようだが、作目で強弱をつけているのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県基本方針の変更については、前回からの変更点として、「岡山県水田農業振興方針」の策定や「21世紀おかやま農業経営基本方針」の変更に伴い、それらと整合させるよう変更しています。</li> <li>・ 畜産については、現状とH22当時からは考え方に大きな変更がありませんでした。ただし、第3章第4の3広域整備構想(5)畜産物共同処理施設や、第5の1(1)中国四国酪農大学校を加筆等、現状を踏まえて必要な変更をしている箇所はあります。</li> </ul>
26	第4の2. 農業地帯別の構想 (1) エ(2)エ 項目名を「エ 野菜」としており、3行目の「この地帯の野菜は」の「の野菜」を削除して「この地帯は」と、他の	御意見を踏まえて修正いたします。

	記載と揃えてはどうか。	
27	<p>第5の2.(1)青年等就農資金の活用で、「制度金融」と記載があるが、「金融制度」の誤りではないか。</p>	<p>「制度金融」には、単にお金を貸すことだけを意味しているのではなく、「融資相談」、「適正な事務手続及び窓口対応」、「農業者の経営拡大・展開を支援」という内容を意味していますので、この表現としています。</p>
28	<p>第5の2.(3)就農情報の提供と研修制度を活用した就農支援</p> <p>岡山県への移住希望は相変わらず高いと思う。県北でも、美作市、久米南町あたりは移住者が多いと聞いており、地域おこし協力隊の活動も活発だ。また、津山市、鏡野町にも移住の窓口ができて、移住体験ツアーもやっている。</p> <p>今後の担い手を考えるときに、もっとはつきりと県外からの移住引っ越しの方を想定したような記述があったほうがいいのではないか。</p>	<p>「本県への就農希望者」の表記には、県外からの移住を伴う方を含んでいます。</p>
29	<p>第5の2.(4)農業高校との連携</p> <p>農業を担うべき者の育成及び確保のための活動として、「農業高校との連携」の項目が加わったことは大変意味がある。記載を2行のみでなく、もう少し踏み込んで重要性を加筆してほしい。</p>	<p>御意見を踏まえ、「担い手施策に関する情報の共有化や育成目標等についての意見交換を行い、農業高校と連携した担い手の確保に努める。また、農業高校の生徒が理解と親しみを持って農業に取り組み、将来県農業を支える人材として活躍できるよう、栽培実習への支援や、先進農家との交流などの取組を進める。」に修正します。</p>

〈その他の意見〉

番号	御意見等	県の考え方
30	<p>中間管理機構等、実施団体は、農地保全の為の効果的なアプローチ（手段）について、角度を変えて検討する必要があると感じています。</p> <p>例えば、荒廃農地の持ち主に対して、5月の税（土地税）の通知支払書の郵送の際、農地バンク等の案内を同封する等、縦割り行政の枠を超えて横断的に取り組むことで、農地の確保につながると思います。</p>	<p>今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
31	<p>岡山には地方創生に取り組む賢人が各市町村にIターンで入ってきています。彼らは、自分で農業をする人もいれば、農家をまとめるコーディネーターもいます。農地保全・確保は農家だけでなく、そのようなコーディネーターの意見もヒアリングしてみると良いと思います。</p>	<p>今後の取組の参考とするよう関係課へ伝えます。</p>

## 岡山県農業振興地域整備基本方針変更の概要

(注) 下線部分が変更箇所

## 第1章 確保すべき農用地等の面積その他の農用地等の確保に関する事項

## 第1 確保すべき農用地等の面積その他の農用地等の確保の基本的考え方

## 1 確保すべき農用地等の面積の目標

H26：56.1千ha → H37：約53千ha

## 2 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進

- ・ 農地中間管理機構による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化の促進、地域コミュニティによる活動や生産条件が不利な中山間地域等における営農の継続に対する支援、農地法に基づく遊休農地に関する措置などの各種施策を通じ荒廃農地の発生抑制・再生・有効利用を推進する。
- ・ 農地転用を伴う農用地区域からの除外を行う場合には、効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障が生じないことなど、より適切かつ厳格な運用を図る。

## 第2 農業上の土地利用の基本的方向

南部地帯、中北部地帯に分け、農業的土地利用と非農業利用との地域に応じた調整を図る。

## 第2章 農業振興地域の位置及び規模

- ・ 指定予定地域の規模 総面積：531, 611 ha

## 第3章 基本的事項

## 第1 農業生産基盤の整備及び開発に関する事項

## 1 整備及び開発の方向

- ・ 整備を推進するとともに、施設の長寿命化を図り、既存施設を有効に活用するストックマネジメントを推進する。

## 2 農業地帯別の構想

- ・ 農地集積の推進や生産性の向上などを図るため、地域ニーズに沿った整備を行う。

## 3 広域整備の構想

- ・ 市町村整備計画と連携を保ち、効果的・広域的な整備を推進する。

## 第2 農用地等の保全に関する事項

## 1 保全の方向

- ・ 荒廃農地の発生の抑制と再生・利用に努めるとともに、地域住民を含めた多様な主体の参画によって、保全・管理を図る。

## 2 保全のための事業

- ・ 各種農地防災事業の実施、荒廃農地の整備・復旧等による保全・管理に努める。

## 3 保全のための活動

- ・ 農協、企業等による営農、意欲ある多様な農業者への農地の集積、農地・水・環境保全への活動支援、中山間地域等直接支払制度の活用により農地の保全・有効利用を促進する。



### 第3 農業経営の規模拡大及び農用地等の総合的な利用の促進に関する事項

#### 1 総合的な利用の促進の方向

- ・ 人・農地プランの見直しを支援し、その実現に向け、農地中間管理事業等の各種施策を活用して、担い手の農地の集積・集約化を進める。

#### 2 農業地帯別の構想

- ・ 新たな農業参入が期待される企業や農協など、多様な担い手体制を構築するなど、地域の特性を生かした営農を確立し、農地の有効利用を図る。
- ・ 主要な営農類型：水稻・麦複合など22類型

### 第4 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

#### 1 重点作目、農業地帯別の構想

- ・ 消費者ニーズに対応した品種選定や、高品質・高付加価値化を進める。また、米、麦、大豆等については、農地集積による規模拡大や高性能機械の導入を進めることにより、生産の効率化やコスト低減を図る。特に、果樹については、白桃、マスカット、ピオーネを中心に供給力の強化を図るとともに、関西圏・首都圏・海外へのPR戦略を積極的に展開し販路拡大を進める。

#### 2 広域整備の構想

- ・ 農協の広域化に伴う既存施設の再編や能力増強など効率的な利用及び青果物情報提供システムを活用した青果物の有利販売を促進する。

### 第5 農業を担うべき者の育成及び確保に関する事項

#### 1 施設の整備の方向

- ・ 農業普及指導センターや農業大学校の実践的な研修制度の充実等を通じ、新規就農者等の確保を図りながら、意欲ある経営体の育成に努める。

#### 2 育成及び確保のための活動

- ・ 青年等就農計画の目標達成に必要な資金制度の活用、優良農地の利用集積等の支援対策を推進する。
- ・ 就農相談会や技術習得研修会等により、就農希望者に就農情報を発信するとともに円滑な就農と定着を進める。

### 第6 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

#### 1 安定的な就業の促進の目標

- ・ 農地の集積・集約化を促進し、認定農業者の育成や企業等の農業参入の促進による担い手の確保を図るとともに、兼業農家の安定的就業環境を確保する。

#### 2 就業機会の確保のための構想

- ・ 新たな地場産業の展開や6次産業化、工業等の計画的導入により農業従事者の就業機会を確保する。

### 第7 良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

#### 1 生活環境施設の整備の必要性

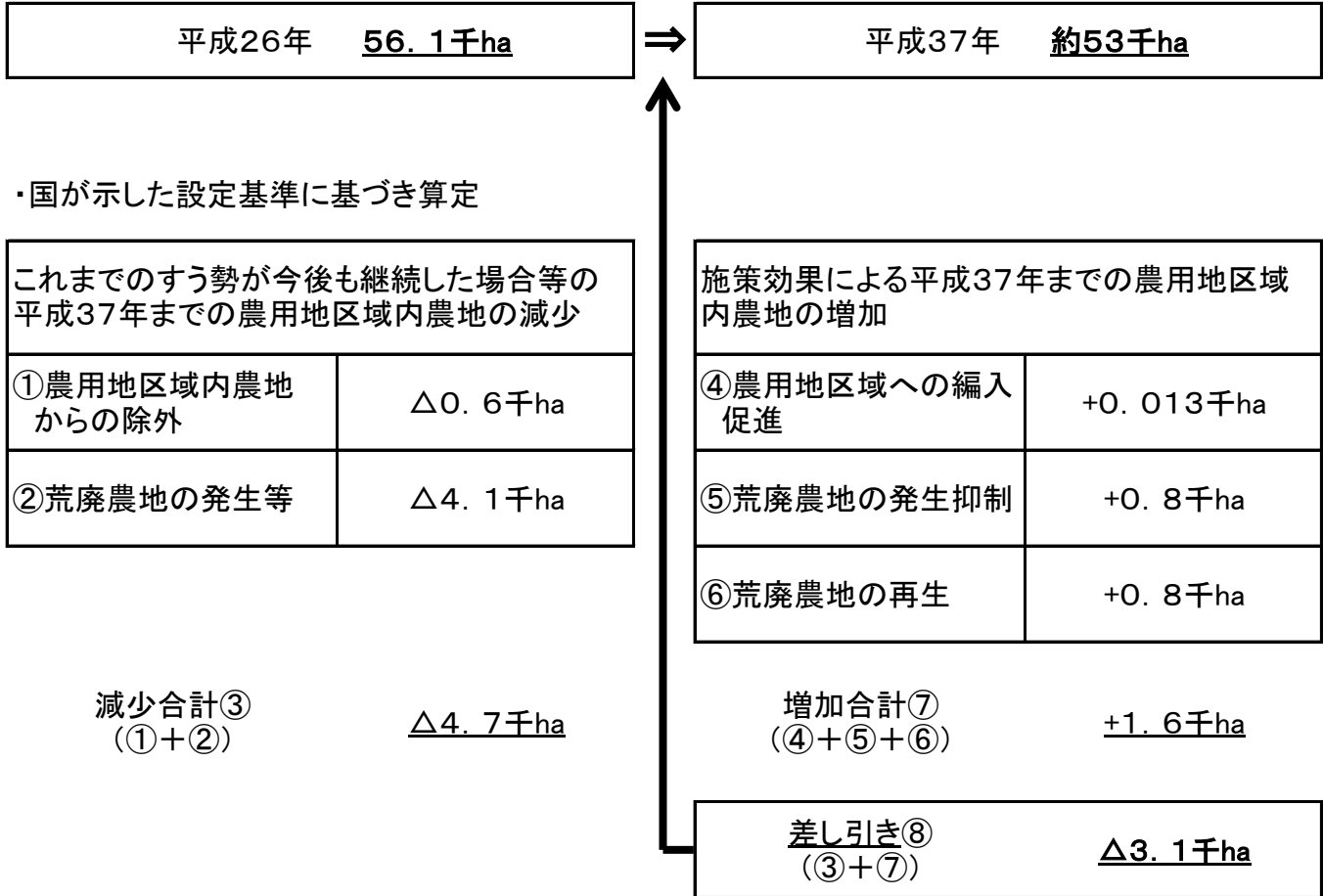
- ・ 誰もが住みたい農村づくりを目指して、生活環境施設の整備を推進する。

#### 2 生活環境施設の整備の構想

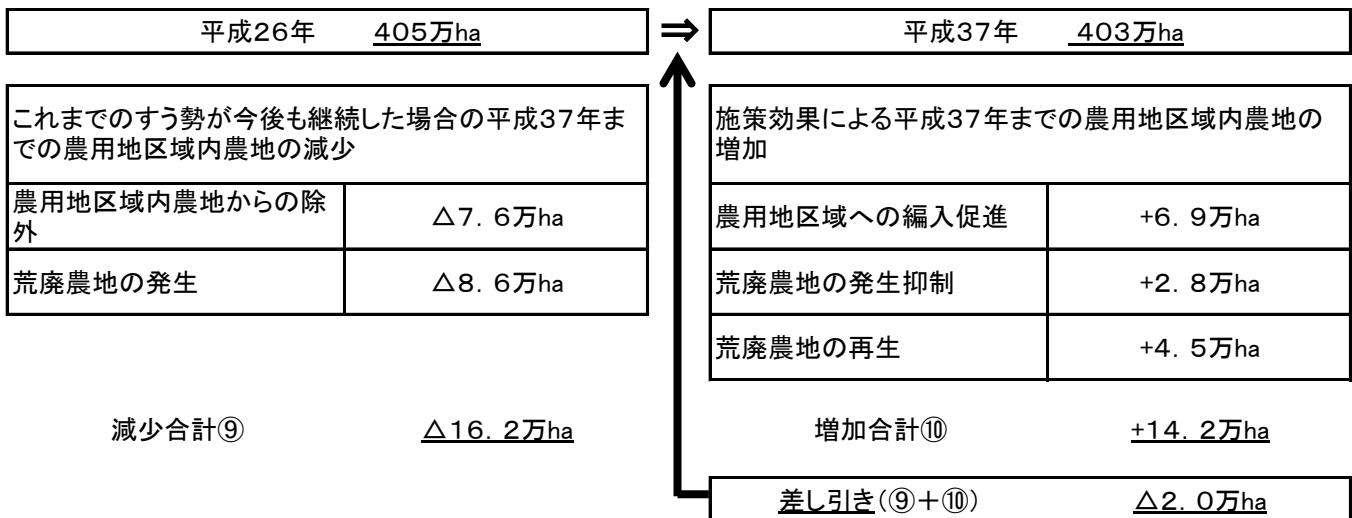
- ・ 景観等の地域資源を活用し、個性的で魅力ある地域づくりを推進し、地域住民や都市住民にとって豊かで潤いのある施設を整備する。

## 農用地区域内の農地面積の目標

### 【岡山県】



### 【参考：国】



昭和44年度策定
昭和50年度変更
昭和60年度変更
平成14年度変更
平成20年度変更
平成22年度変更
平成27年度変更

# 岡山県農業振興地域整備基本方針

平成28年3月

岡 山 県

# 目 次

第1章 確保すべき農用地等の面積その他の農用地等の確保に関する事項	
第1 確保すべき農用地等の面積その他の農用地等の確保の基本的考え方	1
1. 確保すべき農用地等の面積の目標	1
2. 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進	1
第2 農業上の土地利用の基本的方向	3
1. 南部農業地帯	3
2. 中北部農業地帯	4
第2章 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項	6
第3章 基本的事項	
第1 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項	9
1. 農業生産基盤の整備及び開発の方向	9
2. 農業地帯別の構想	9
3. 広域整備の構想	10
第2 農用地等の保全に関する事項	11
1. 農用地等の保全の方向	11
2. 農用地等の保全のための事業	11
3. 農用地等の保全のための活動	11
第3 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項	13
1. 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向	13
2. 農業地帯別の構想	13
第4 農業の近代化のための施設の整備に関する事項	16
1. 重点作目別の構想	16
2. 農業地帯別の構想	17
3. 広域整備の構想	19
第5 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項	20
1. 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向	20
2. 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動	20
第6 第3に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項	21
1. 農業就業者の安定的な就業の促進の目標	21
2. 農村地域における就業機会の確保のための構想	21
第7 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項	22
1. 生活環境施設の整備の必要性	22
2. 生活環境施設の整備の構想	22

# 第1章 確保すべき農用地等の面積その他の農用地等の確保に関する事項

## 第1 確保すべき農用地等の面積その他の農用地等の確保の基本的考え方

### 1. 確保すべき農用地等の面積の目標

本県の耕地面積は、昭和36年をピークとして減少を続け、平成26年現在は66.8千ヘクタールであり、過去のすう勢が今後も継続した場合は減少傾向が続くものと見通される。

農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であり、食料自給率の向上と、安全で安心な食料の安定供給の確保を図る観点から、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地を、農用地区域として設定するとともに、当該農地を良好な状態で維持・保全し、その有効利用を図ることが必要かつ重要である。

また、農地の確保と有効利用は、県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、地域文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能の適切な発揮を図る上でも必要である。

以上の状況を踏まえ、各種施策の積極的な推進により、必要な農地の確保及びその有効利用に努めるとともに、特に、農業振興施策を計画的かつ集中的に実施する一方で転用を原則として認めない区域である農用地区域については、今後とも、農用地等を可能な限り保全・確保することを旨として、農用地区域に係る制度の適切な運用を図るものとする。

確保すべき農用地等（農用地区域内農地）の面積については、基準年となる平成26年現在で56.1千ヘクタールであるが、優良な農地の確保とその有効利用に向け、農業振興地域制度の適切な運用と次に掲げる諸施策を通じた農用地等の確保のための取組を積極的に推進することにより、平成37年には約53千ヘクタールの確保を目指すものとする。

### 2. 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進

農用地等の確保については、特に農地を中心として次の方向で進める必要がある。

#### (1) 農地の保全・有効利用

農地中間管理機構による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化の促進、地域コミュニティによる活動や生産条件が不利な中山間地域等における営農の継続に対する支援、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく遊休農地に関する措置、荒廃農地の再生利用活動への支援等により荒廃農地の発生抑制・再生・有効利用を推進するものとする。

#### (2) 農業生産基盤の整備

農業生産基盤整備事業等農業経営の基盤の強化の促進に必要な施策は、原則として農業振興地域の農用地区域を対象として行うものとし、農地中間管理機構との連携を図りつつ農地の大区画化、汎用化や畑地かんがい施設の整備を推進するとともに、農業用排水施設の機能の安定的な発揮のための補修・更新を実施する等、地域の特性に応じた農業生産基盤の整備・保管理を通じ、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進する。

その際、現状が農用地区域外の土地であっても当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を積極的に農用地区域に編入するものとする。

#### (3) 非農業的土地需要への対応

やむを得ず非農業的土地需要へ対応するため、農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外を行う場合には、農用地区域内農地の確保を基本とし、農用地区域内以外に代替すべき土地がなく、かつ、農業上の効率的な利用や、効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障が生じないことなど、より適切かつ厳格な運用を図ることとする。また、公用公共用施設の整備や市町村の振興に関する計画、都市計画等他の

土地利用計画との調整を図る必要が生じた場合は、可能な限り早期の段階で農用地区域の変更要件を満たすよう調整を行い、農地の保全と計画的な土地利用の確保に努めるものとする。

なお、農業振興地域整備計画については、計画的な実施が重要であり、その変更は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第12条の2の規定により、おおむね5年ごとに実施する基礎調査等に基づき、計画を総合的に見直す等、地域整備計画の適正な管理に努めるものとする。

(4) 交換分合制度の活用

法第13条の2の交換分合は、市町村における農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して農業振興地域内における農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農業振興地域内における農用地の集団化その他農業経営の基盤の強化に資することを目的として行うものである。

農用地区域内の土地の農業上の利用を確保するため農用地利用計画の変更を行うに当たって、当該変更に係る土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者等の意向を踏まえ、この交換分合制度を積極的に活用するものとする。

(5) 推進体制の確立等

法第4条に定める農業振興地域整備基本方針の策定・変更、法第8条及び第9条に定める農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、地域の振興及び地球温暖化対策に関する計画との調和等制度の円滑かつ適正な運用を図ることとし、このため、関係部局間の連絡調整体制を整備するとともに、必要に応じ幅広く関係団体等の意見を求めるものとする。

(6) 農業振興地域整備計画の策定・変更

農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、農業振興地域制度を適正に運用し、編入要件を満たす農地を編入するとともに、特に、転用目的が非農業である除外に際しては、厳格化された農地転用の許可基準に従って、転用の抑制に努める。また、手続については、農業振興地域整備計画案を策定・変更する理由を付して縦覧し、市町村の住民からの意見書の提出の機会を付与することにより手続の公正性・透明性の向上を図り、地域の合意の下で各種農業振興施策を計画的かつ円滑に推進するものとする。

## 第2 農業上の土地利用の基本的方向

### 1. 南部農業地帯

本地帯は、瀬戸内海に面した県の南部一帯であり、吉井川、旭川、高梁川の県内三大河川の下流域に広がる平野部を中心に、内海の島しょ部、県中北部の丘陵部にまたがる地帯で、総面積は県土のおおむね4割を占めている。温暖寡雨の典型的な瀬戸内式気候で、沖積層、花崗岩等が分布している。耕地は、肥沃な水田を中心とする広大な平野部、その北部の丘陵部には樹園地、畑が広がり、中北部地帯に比べ概して農業立地条件に恵まれており、収益性も高い。

この地帯に含まれるほとんどの市町は、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく都市計画区域が指定され、市街化区域と市街化調整区域の区域区分や用途地域等の決定がなされており、さらに全ての市町で農業振興地域の指定を受け、計画的な土地利用を図っている。

人口は減少傾向にあり、高齢化が進行し少子化が定着する中では、増加は見込み難い。今後は、広域交通網の整備、産業の振興などの施策の積極的な展開をすることにより、都市部への人口の集積傾向が続くものと予測される。

また、県南新産業都市区域、吉備高原地域テクノポリス開発計画地域、備後工業整備特別地域等に指定され、県外からの企業誘致や地場企業の高度化などへの取組を積極的に図ってきた地域である。産業形態としては、本県産業の先導的役割を果たしている水島工業地帯を中心とする基礎素材型産業が主体であり、中北部地帯に比べ商工業の集積度が高く、農業の収益性も高い。また、瀬戸大橋、山陽自動車道、中国横断自動車道岡山米子線、岡山空港等の整備に伴い、「人・もの・情報」が行き交う交流拠点としての優位性を一段と高めている。

今後、広域交通網の整備や水島港など港湾の機能強化など、交通・物流基盤の強化が進められることにより、西日本の交通の結節点としての優位性を生かした企業誘致や起業化の促進等が図られ、さらに発展するものと予測されている。

こうした社会経済情勢により、県内産業の均衡のとれた振興を図るため、今後増加が見込まれる産業用地等については、秩序ある土地利用のもとで、農業的利用と非農業的利用との十分な調整を行い、優良な農地の維持・保全に努めるものとする。

#### 農業及び農業的土地利用の推進方向

ア 吉井川、旭川、高梁川の下流沿岸流域に広がる沖積平坦部の水田は、良好な土地条件と優れた団地性を有するとともに、基幹用排水施設が整備され、集団的な農地として利用し得る条件を備えている。今後はさらに農地の大区画化や汎用化の整備等を進め、水稲のほか、大豆、麦、野菜等の栽培を推進することによって、効率的な利用を図る。

また、岡山市、倉敷市等の市街地周辺では都市近郊的立地条件を生かした野菜、花き等集約的で高収益な園芸農業を展開することで農地の効率的な利用を図る。

イ 瀬戸内海沿岸の干拓地の水田や畑は、肥沃な土壌と優れた団地性を備え、かつ、基幹用排水施設の整備が実施され、優良な農地としての土地条件が整っている。水田は、汎用化のための用排水分離や暗渠排水を進め、水稲のほか、大豆、麦、野菜、飼料作物等の栽培を推進することにより、効率的な利用を図る。

ウ 瀬戸内海沿岸の丘陵地の農地は、緩やかな傾斜を有し、露地野菜、果樹、花きの栽培を中心に利用されている。一部地域ではかんがい施設の整備が実施されているものの、農地の水源はため池が主体であることから、干ばつの被害を受けやすいため、今後とも、ため池改修等を推進することにより、農地の効率的な利用を図る。

エ 岡山平野の北部丘陵地帯の農地は、古くから樹園地として利用されており、一部地域ではかんがい施設の整備が実施されていることから、今後も果樹栽培を中心に農業上の利用を確保する。

オ 北部の吉備高原は、ほ場整備が実施された水田に加え、かんがい施設が整備された畑

地が比較的多い集団的な農地で、水稻のほか、野菜、果樹等が栽培されている。今後とも、農道整備を推進するとともに、新規作物の導入等を進め、農地の効率的な利用を図る。

カ 山麓部及び山間部に分布している棚田は、地形条件や地域ニーズ等を踏まえた農業生産基盤整備等を計画的に進め、集団的な農地として利用を確保するとともに、水田の汎用化等を進め、効率的な利用を図る。

キ 丘陵部の山林原野等については、今後、肉用牛の通年方式による放牧や草地の再生・利用を含めた開発を実施し畜産の振興を図る。

## 2. 中北部農業地帯

本地帯は、県下の三大河川により細分化された上流地域に位置し、中部丘陵地帯から中国山地南麓地域にかけ変化に富んだ地形を形成しており、総面積は県土のおおむね6割を占めている。中部は概して温暖寡雨で花崗岩、石英粗面岩等が分布し、北部は、日本海式気候に近い積雪寒冷地帯であり、花崗岩、秩父古生層等が分布している。

また、耕地は吉備高原、津山盆地、美作台地、蒜山高原等のなだらかな広がりを持つ地域を主体として河川、山林など複雑な地形の中に分散しているが、地形的制約から南部地帯より畑地の構成比の高い地域が多い地帯である。

土地利用については、全ての市町村で農業振興地域の指定を受け、さらに一部の市町村においては、都市計画法第8条第1項で定める用途地域の指定がなされ、計画的な利用を図っている。

この地帯は、農林業が基幹産業であるが、中国横断自動車道岡山米子線や中国縦貫自動車道等広域交通網の整備により関西圏への近接性が高まり、この立地条件を生かして、県外からの企業誘致を積極的に推進している。

人口は減少傾向にあり、過疎化、高齢化が進行している。過去のすう勢からすると今後もこの傾向は続くものと予測されるが、今後、広域交通網の整備が進められ、地場産業の技術力の向上にも波及効果のある県外からの企業誘致や既存企業の活性化や起業化、公的産業団地等を核とした商工業の振興等が見込まれ、将来の発展性が期待される地域である。

こうした社会経済情勢により、今後の農村における土地利用は、広域交通網や内陸工業団地等の企業誘致に伴う都市化の進展に対して、地域の特性を踏まえ、長期的視点に立って農業的土地利用と非農業的土地利用の整序化を通じた調整を図り、農業、農村の活性化に努めるものとする。

### 農業及び農業的土地利用の推進方向

ア 南部の吉備高原は、ほ場整備が実施された水田やかんがい施設が整備された畑地が比較的多く、集団的な農地として整備されており、水稻、野菜、果樹等が栽培されている。

しかし起伏が多い複雑な地形であり、集団的な農地としての利用を一段と高めるために、新規作物の導入等を進め、農地の効率的な利用を図る。

イ 山麓部及び山間部に分布している棚田は、地形条件や地域ニーズ等を踏まえた農業生産基盤整備等を計画的に進め、集団的な農地として利用を確保するとともに、水田の汎用化等を進め、効率的な利用を図る。

ウ 吉井川水系の本流及び各支流沿いに広がる水田は、ほ場整備等の水利条件の整備が実施されており、集団的な農地となっている。今後とも水田の汎用化等により一層大豆、飼料作物等を栽培し、効率的な利用を図る。

エ 旭川水系の本流及び各支流沿いに広がる水田は、比較的団地性を有し、一部地域では、ほ場整備が実施され、水田の汎用化等が図られている。その他の農業生産基盤整備が進んでいない地域では、新たな基盤整備の推進や新規作物の導入を進め、農地のより一層の効率的な利用を図る。



- オ 北東部の緩傾斜丘陵地帯で農地造成によって整備された優良な畑では、葉たばこ、果樹、畜産等の団地化に努めてきたが、担い手の高齢化等により荒廃農地が発生してきている。今後はこれらの地域においては、農業生産基盤の再整備を実施するとともに新規作物の導入を進め、農地のより一層の効率的な利用を図る。
- カ 中国山地の比較的団地性を有している水田は、ほ場整備等が実施され、水稲のほか、水田の汎用化等による大豆や花き等新規作物の導入を通じて、農地の効率的な利用を図る。特に、山間部にある棚田は、地形条件や地域ニーズ等を踏まえた農業生産基盤整備等を推進する。
- キ 中国山地で農地造成によって整備された集団性の高い優良な畑は、夏季冷涼な気象条件を生かすとともに、野菜などの輪作体系の確立等により、効率的な利用を図る。
- ク 山間地域の山林原野等については、採草放牧地の造成や肉用牛の夏山冬里方式等の放牧により効果的な利用を図る。
- ケ 蒜山高原はなだらかな高原地帯であり、水田は、ほ場整備等も実施され、水稲のほか、野菜、飼料用作物等の作付けも盛んであることから、今後とも効率的な利用を図る。  
また、畑地や草地については、野菜と飼料作物との輪作を支援することにより効率的な利用を図る。

## 第2章 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

本県における農業振興地域として指定することを相当とする地域（以下「指定予定地域」という。）の位置及び規模はおおむね下表のとおりとする。

農 業 地 帯 名	指定予定 地 域 名	指定予定地域の範囲	指定予定地域 の 規 模		備考
			総面積	〔農用地〕 〔面積〕	
南 部 農 業 地 帯	岡山地域 (岡山市)	岡山市のうち、都市計画法に基づき定めた市街化区域、臨港地区、流通業務地区及び規模の大きな森林等を除いた区域	ha 60,163	ha (16,404)	
	倉敷地域 (倉敷市)	倉敷市のうち、都市計画法に基づき定めた市街化区域、臨港地区及び規模の大きな森林等を除いた区域	19,180	(4,846)	
	玉野地域 (玉野市)	玉野市のうち、都市計画法に基づき定めた市街化区域及び臨港地区等を除いた区域	6,588	( 986)	
	笠岡地域 (笠岡市)	笠岡市のうち、都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域、臨港地区及び規模の大きな森林等を除いた区域	10,597	(1,745)	
	井原地域 (井原市)	井原市のうち、都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域等を除いた区域	23,174	(2,889)	
	総社地域 (総社市)	総社市のうち、都市計画法に基づき定めた市街化区域及び規模の大きな森林等を除いた区域	19,806	(2,614)	
	備前地域 (備前市)	備前市のうち、都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域、臨港地区及び規模の大きな森林等を除いた区域	20,142	( 932)	
	瀬戸内地域 (瀬戸内市)	瀬戸内市のうち、港湾法に基づき定めた臨港地区及び規模の大きな森林等を除いた区域	11,216	(3,165)	

農 業 地 帯 名	指定予定 地 域 名	指定予定地域の範囲	指定予定地域 の 規 模		備考
			総面積	〔農用地〕 面積	
南 部 農業地帯	赤磐地域 (赤磐市)	赤磐市のうち、都市計画法に 基づき定めた市街化区域及び 規模の大きな森林等を除いた 区域	17,970 <sup>ha</sup>	(3,037) <sup>ha</sup>	
	浅口地域 (浅口市)	浅口市のうち、都市計画法に 基づき定めた市街化区域及び 規模の大きな森林等を除いた 区域	5,431	(1,214)	
	和気地域 (和気町)	和気町のうち、都市計画法に 基づく都市計画区域内の用途 地域及び規模の大きな森林等 を除いた区域	11,710	(1,294)	
	早島地域 (早島町)	早島町のうち、都市計画法に 基づき定めた市街化区域及び 流通業務地区等を除いた区域	390	( 159)	
	里町地域 (里庄町)	里庄町全域	1,223	( 255)	
	矢掛地域 (矢掛町)	矢掛町のうち、都市計画法に 基づく都市計画区域内の用途 地域及び規模の大きな森林を 除いた区域	8,836	(1,358)	
	吉備中央 地 域 (吉備中央町)	吉備中央町のうち、都市計画 法に基づく都市計画区域内の 用途地域及び規模の大きな森 林等を除いた区域	23,993	(2,626)	
	地 帯 計	(15 市町 15 地域)	(240,419)	(43,524)	
中 北 部 農業地帯	津山地域 (津山市)	津山市のうち、都市計画法に 基づく都市計画区域内の用途 地域及び規模の大きな森林等 を除いた区域	34,296	(6,537)	
	高梁地域 (高梁市)	高梁市のうち、都市計画法に 基づく都市計画区域内の用途 地域及び規模の大きな森林等 を除いた区域	48,600	(4,202)	
	新見地域 (新見市)	新見市のうち、都市計画法に 基づく都市計画区域内の用途 地域及び規模の大きな森林等 を除いた区域	65,715	(4,584)	

農 業 地 帯 名	指定予定 地 域 名	指定予定地域の範囲	指定予定地域 の 規 模		備考
			総面積	〔農用地〕 面積	
中 北 部 農 業 地 帯	真庭地域 (真庭市)	真庭市のうち、都市計画法に 基づく都市計画区域内の用途 地域及び規模の大きな森林等 を除いた区域	48,327 <sup>ha</sup>	(7,253) <sup>ha</sup>	
	美作地域 (美作市)	美作市のうち、都市計画法に 基づく都市計画区域内の用途 地域、自然公園法の国定公園 の特別保護地区及び規模の大 きな森林等を除いた区域	31,520	(3,904)	
	新庄地域 (新庄村)	新庄村のうち、自然公園法の 国立公園の特別保護地区及び 規模の大きな森林を除いた区 域	2,717	( 420)	
	鏡野地域 (鏡野町)	鏡野町のうち、都市計画法に 基づく都市計画区域内の用途 地域及び規模の大きな森林を 除いた区域	23,152	(2,618)	
	勝央地域 (勝央町)	勝央町のうち、都市計画法に 基づく都市計画区域内の用途 地域を除いた区域	5,037	(1,598)	
	奈義地域 (奈義町)	奈義町のうち、規模の大きな 森林等を除いた区域	3,321	(1,043)	
	西粟倉地域 (西粟倉村)	西粟倉村のうち、自然公園法 の国定公園の特別保護地区及 び規模の大きな森林等を除い た区域	1,281	( 156)	
	久米南地域 (久米南町)	久米南町のうち、規模の大き な森林を除いた区域	7,564	(1,637)	
	美咲地域 (美咲町)	美咲町のうち、規模の大きな 森林等を除いた区域	19,662	(2,225)	
	地 帯 計	(12 市町村 12 地域)	(291,192)	(36,177)	
県 計	(27 市町村 27 地域)	(531,611)	(79,701)		

(注) 農用地面積は、農業振興地域内にある農地と採草放牧地の合計面積で、確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況に関する調査に基づく平成26年12月1日現在の数値

## 第3章 基本的事項

### 第1 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

#### 1. 農業生産基盤の整備及び開発の方向

食料の安定供給の確保や持続的な農業の展開のためには、農業生産にとって基礎的な農地や農業水利施設等の改善が重要である。そのためには、地域の合意形成を図るとともに、環境との調和や生物多様性の保全に配慮しながら、地域の特性を生かしたきめ細やかな農業生産基盤整備を推進する必要がある。

##### (1) 農業生産基盤整備の対象区域

原則として農用地区域を対象に農業生産に必要な農業用水の確保や農地の整備とともに農道の整備を実施する。

##### (2) 本県の農業の特性を踏まえた農業生産基盤整備事業の推進

南は瀬戸内海から北は中国山地に展開する多様な農業経営を支援するため、環境との調和や生物多様性の保全に配慮し、地形条件・自然条件など地域特性を生かした農業生産基盤整備を推進する。また、今後は、高度成長期に造成した土地改良施設が耐用年数を迎え、施設の適切な維持管理と更新が重要となってくることから、施設の長寿命化を図り、既存施設を有効に活用するストックマネジメントを推進する。

#### 2. 農業地帯別の構想

##### (1) 南部農業地帯

###### ア 田の整備

南部の平坦地においては、担い手への農地集積を推進するとともに、生産性の更なる向上や農地の有効利用を図るため、水田の大区画化や大豆、麦、野菜等への生産転換を促進する排水施設や暗渠排水などの農業生産基盤の整備を推進する。また、整備においては、新技術や省力・低コスト技術の導入、ICT技術を活用した用水管理や営農、水利情報の提供体制の構築などに積極的に取り組む。

###### イ 畑及び樹園地の整備

冬季温暖な瀬戸内海沿岸に展開する畑作・果樹地帯においては、担い手の育成・強化を図るため、生産性の向上、栽培管理の省力化、経営規模の拡大等を目的としたかんがい施設や暗渠排水等の整備を推進する。

###### ウ 草地・飼料畑の整備

土地基盤に立脚した経営体を育成するため、既耕地や荒廃農地等の活用と併せて、草地・飼料畑の整備を推進する。

##### (2) 中北部農業地帯

###### ア 田の整備

南部の平坦地では、担い手の確保や集落営農の推進を図るため、農地集積や水田の大区画化・汎用化などの優良な営農条件の確保に向けた生産基盤整備を進める。

また、中山間地域では過疎化・高齢化等により著しく集落機能が低下しており、農業生産活動の継続のために地形条件や地域ニーズ等に沿った農地や農道、農業用排水路の整備を進める。特に、棚田は、水源の涵養や自然環境の保全に加え、良好な景観の形成等の多面的機能が十分発揮できるよう、実情にあったきめ細やかな整備を行う。

###### イ 畑及び樹園地の整備

夏季冷涼な中国山地を中心に展開する畑作・果樹地帯においては、担い手の育成・強化を図るため、生産性の向上、栽培管理の省力化、経営規模の拡大等を目的としたかんがい施設や暗渠排水等の整備を推進する。

#### ウ 草地・飼料畑及び放牧用施設の整備等

土地基盤に立脚した経営体を育成するため、既耕地や荒廃農地等の活用と併せて、草地・飼料畑造成等による飼料生産基盤の拡大を積極的に推進する。特に中山間地域では、山林原野等の放牧利用を図るため、放牧用施設等の整備を推進する。

### 3. 広域整備の構想

地域の実情、経済的条件等から市町村の区域を越えて事業を推進することが農業水利施設の保全、農地の大区画化や汎用化の推進、農道の整備・保全等において効果的である場合は、市町村農業振興地域整備計画と有機的な連携を保ちつつ、広域的な農業生産基盤整備を推進するものとする。

#### (1) 農業水利施設の保全

農業用水の安定供給と施設の維持管理の負担軽減を図るため、国営及び県営の事業により整備された基幹的農業水利施設について、営農の実態を考慮した上で、生産性の向上、管理の省力化、農業経営の合理化と近代化を目的とした整備を推進する。

#### (2) 農地の大区画化や汎用化の推進

農業の生産性を向上させるため、農地の大区画化や汎用化を積極的に推進する。また、取組に当たっては、地域の特性に応じた土地利用型農業や高付加価値型農業の展開を目指す。

#### (3) 農道の整備・保全管理

広域農業主産地を形成する地域の流通機構の改善、高生産性農業の推進、農業の近代化等のため、基幹的な農道の整備と既存農道の保全管理を実施する。

## 第2 農用地等の保全に関する事項

### 1. 農用地等の保全の方向

農業は、農用地を活用し、安定的に農産物を供給するとともに、農業生産活動等を通して生じる県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その機能の適切な発揮が期待されている。しかし、本県においても、担い手の減少や高齢化とも相まって荒廃農地が増加しており、農業生産活動の継続によりその発生を抑制するとともに、荒廃農地の解消に向けて再生・利用と保全管理に努め、多面的機能の増進と農業生産力の維持・向上を図る必要がある。

中山間地域等の生産条件の不利な地域では、その不利性を克服し、荒廃農地の発生を抑制するために、集落協定に基づく持続的な保全活動への支援と土地条件や生産条件に応じた生産技術の開発と農業生産基盤の整備を推進し、多面的機能の適切な発揮に資する必要がある。

一方、本県では災害が比較的少ないものの、大雨や台風等による災害に対して農用地の維持・保全を図るためには、今後とも、ため池や排水施設の整備、地すべり防止対策等を計画的に推進する必要がある。

また、農用地の維持・保全を図る上で重要な農業用水等の適切な保全・管理は、農村地域では過疎化、高齢化、混住化等に伴う集落機能の低下により困難となっている。このため、農業者だけでなく地域住民を含めた多様な主体の参画によって、保全・管理を図っていく必要がある。

### 2. 農用地等の保全のための事業

県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全など、農用地等は、農業生産活動を通して生じる多面的機能を有しており、安心して暮らせる安全な農村づくりと美しく魅力ある県土づくりを推進するため、各種農地防災事業や農業生産基盤整備事業を実施し、これら農用地等を保全する必要がある。

#### (1) 農用地等の土壌浸食や崩壊等を防止するための防災施設整備等の事業

災害を受けやすい農地や農業用施設を守るため、危険な箇所や老朽化し機能低下した施設の点検に努めるとともに、緊急を要するものから重点的、計画的に整備を推進する。

農業用水の安定供給と県土の保全に資するため池については、自然生態系を保全しつつ整備を推進するとともに、県南地域においては、周辺の都市化の進行に伴う立地条件の変化による湛水被害を防止するため、排水機や樋門などの排水施設の整備を推進する。

#### (2) 農業生産基盤整備事業等による荒廃農地の整備・復旧

荒廃農地は、農地の区画整理を行うほ場整備区域に編入し、周辺農地と一体的に整備・復旧を図る。

### 3. 農用地等の保全のための活動

#### (1) 荒廃農地の解消と適切な保全管理の支援

農地の保全・有効利用対策としては、荒廃農地の発生抑制、再生・利用と保全管理を中心とした解消を図ることとし、市町村と農業委員会は、荒廃農地の実態を把握し、再生利用に努め、農地の保全・有効利用を促進する。

支援策として、認定農業者等の担い手への農地の集積を基本に、新規就農者の確保・育成、定年帰農者や作業受託組織への支援、農協や企業等による営農、都市住民による市民農園等の利活用、和牛やヤギの放牧、景観作物の導入など地域や個々の条件に即した対策を講じる。

#### (2) 地域共同活動、環境保全型農業への支援

農業者だけでなく地域住民を含めた多様な主体の参画による、農地・農業用水等の適切な保全・管理に資する基礎的な活動と生産資源の向上に資する施設の長寿命化などの活動

や農村環境の向上に資する活動、地球温暖化防止等に効果の高い環境保全型農業への取組を支援する。

(3) 意欲ある多様な農業者への農地の集積・集約化の促進

農業従事者の減少や高齢化により担い手が減少傾向にある中で、農地を有効に活用し、農業生産の拡大を図っていくため、農地中間管理事業等を活用して認定農業者等への農地の集積・集約化を促進し、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を実現する。

(4) 集落協定に基づく中山間地域等の持続的な保全活動

中山間地域等の農村では、高齢化が進展する中で平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利であることから、担い手の減少、荒廃農地の増加等により、多面的機能が低下し、県民にとって経済的損失が生じることが懸念されている。

このため、多面的機能の良好な発揮を図るため、生産条件の不利を補正するための支援を行う中山間地域等直接支払制度の活用により、農業生産活動を通して多面的機能を確保するとともに、荒廃農地の発生の抑制、再生・利用を含め、農地の保全・有効利用を促進するものとする。

(5) 景観農業振興地域整備計画の活用

市町村による景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づく景観農業振興地域整備計画の策定を推進し、農業振興地域内において、景観と調和のとれた良好な営農条件の確保と農山村地域に特有な景観の保全・創出を図る。



### 第3 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

#### 1. 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向

集落や地域での徹底的な話し合いにより、人と農地の問題を解決するための人・農地プランの見直しを関係機関が連携して支援するとともに、その実現に向け、農地中間管理事業等の各種施策を活用して、担い手への農地の集積・集約化を進める。

##### (1) 関係機関等との連携

市町村、農地中間管理機構、農協等の関係機関と十分に連携して地域農業の将来像である人・農地プランの見直しを積極的に支援する。また、農業関係試験研究機関、農業普及指導センター等による指導体制を整備するとともに、「岡山県担い手育成総合支援協議会」等と相互に十分な連携を図り、農業経営基盤の強化を促進する。

##### (2) 農地中間管理事業等の活用

人・農地プランの実現に向けては、農地中間管理事業等の規模拡大を推進するための施策の積極的な活用を市町村や地域へ働きかけ、担い手への農地の集積・集約化を推進する。

#### 2. 農業地帯別の構想

南部を中心とした干拓地に代表される平坦地等の広がりのある地域においては、農地の利用調整を通じて集約化などにより個別経営の規模拡大を進める。

このうち、特に、管理の熟度が向上した経営については、必要に応じて、法人形態（一戸一法人）への移行を誘導する。

中北部の中山間地域においては、担い手不足が顕著であるため、集落等を単位とした生産組織の育成や法人化の推進を図るとともに、高収益・高付加価値作物の積極的な導入による複合経営で所得向上を誘導する。

また、中北部に多い畜産を基幹とする経営では、高能力牛の飼育を基本に、飼養管理の省力化を推進するとともに、飼料生産基盤の拡大・充実に努めて飼料自給率の高い経営を目指す。

さらに、園芸を中心とした畑作地域においては、高品質安定生産技術を確立し、所得向上を目指すように誘導するとともに、離農者の園地は積極的に担い手や新規就農者への流動化を推進し、産地の維持拡大を図る。

なお、これらの取組によっても担い手の確保が見込めず、荒廃農地の発生防止・解消が困難な地域においては、従来の担い手に加えて、新たに農業への参入が期待される企業や農協などの多様な主体が地域農業の担い手となる体制を構築し、農地の有効利用を図る。

##### (1) 主要な営農類型

＜モデル策定の前提条件＞

所得目標及び労働時間：主たる従事者1人当たりの年間農業所得目標はおおむね500万円とし、年間総労働時間は1,900時間程度とする。

生産方式：おおむね10年後を目標として、実現可能な栽培飼養技術による適正で合理的な体系とする。

適応地域：地域の特性を生かした営農を確立するため、気候、標高、地形等から県内を①岡山平野、②吉備高原、③津山盆地、④中国山地の4地域に区分し、営農類型ごとに適応地域を設定する。

番号	営農類型	作目	経営規模	適応地域
1	水稲・麦複合	水稲 ビール大麦	32.0ha 40.0ha	岡山
2	水稲・麦・作業受託複合	水稲 小麦	20.0ha 12.0ha	吉備・津山
3	水稲・大豆・複合	水稲 大豆	20.0ha 12.0ha	全域
4	水稲・飼料用稲	水稲・飼料用稲	35.0ha	全域
5	果樹専作	もも	1.0ha	岡山・吉備 ・津山
6	果樹専作	ぶどう（マスカット・オブ・アレキ サンドリア 紫苑）	0.6ha	岡山
7	果樹専作	ぶどう（ピオーネ オロラフ ラック）	1.0ha	全域
8	果樹専作	ぶどう（ピオーネ）	1.0ha	岡山・吉備 ・津山
9	野菜専作	なす	0.2ha	岡山
10	野菜専作	トマト	0.3ha	吉備・中国
11	野菜専作	いちご	0.2ha	岡山・吉備 ・津山
12	野菜専作	はくさい キャベツ	3.0ha	全域
13	野菜専作	レタス	2.1ha	岡山
14	花き専作	りんどう	0.6ha	吉備・津山 ・中国
15	花き専作	スイートピー	0.3ha	岡山
16	茶専作	茶	5.0ha	吉備・津山
17	酪農専作	乳用牛（ホルスタイン）	50頭	全域
18	酪農専作	乳用牛（ジャージー）	80頭	全域
19	肉用牛専作	肉用牛（繁殖・黒毛和 種）	60頭	全域
20	肉用牛専作	肉用牛（肥育・黒毛和 種）	200頭	全域
21	養豚専作	豚（繁殖肥育一貫）	100頭	全域
22	養鶏専作	鶏（採卵）	50千羽	全域

(注) 適応地域の区分 岡山：岡山平野、吉備：吉備高原、津山：津山盆地、中国：中国山地

(2) 目標経営規模

農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,900時間程度）の水準を達成しつつ、地域他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たりおおむね500万円）を確保することができるものとする。

(3) 農地の集積・集約化の推進

担い手への農地集積目標を達成するため、市町村、農業委員会、農協、農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等の農地流動化施策を実施する団体、機関が、農地集積目標面積、農地集積対象者、流動化対象農地等を共通の目標として設定し、連携しながらそれに基づいて各事業を総合的に実施する。

また、農地中間管理機構が農地を借り入れ、まとまった形で再配分を行う農地中間管理事業の積極的な推進を図るとともに、規模拡大を図る認定農業者等に対する低利融資制度の実施等により大規模経営体の育成や活動を支援する。

(4) 農地の効率的な利用の促進

生産性の向上を図るために、区画整理、用排水路等の基盤整備を実施するとともに、農業経営基盤強化促進事業及び農地中間管理事業の積極的な活用によるほ場の集約化や、農地流動化の促進による先進的経営の規模拡大を促進させる。

なお、地域だけでは農地としての維持が困難な場合には、NPO法人やボランティア団体、農協、企業等の営農活動を支援していくとともに、都市住民等が利用する市民農園など、農地の多面的利用についても提案していく。

(5) 農業生産組織の活動の促進

各種事業を効率的に活用するなど農業生産組織の活動を促進し、農業経営の規模拡大や総合的な農地の利用促進を図る。

#### 第4 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

農業の近代化のための施設の整備について、南部、中北部各農業地帯の重点作目別の方向性を示すとともに、広域的に整備が必要な施設についての構想を示す。

なお、施設の整備、更新に当たっては、省エネルギー設備等の導入を検討するなど、地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出削減にも配慮する。

##### 1. 重点作目別の構想

###### (1) 水稲

消費者が求める付加価値の高い米、業務用米など、用途に応じた需要量を把握し、生産者への情報提供を通じて、主食用米や飼料用米等の適正な規模の作付けを推進する。また、農地集積による規模拡大や法人化、省力・低コスト技術やICT等の先進技術の導入、経営管理能力の向上等により、収益性の高い経営感覚に優れた担い手の育成を進める。

このため、規模拡大や効率的利用が可能な高性能機械や省力・低コスト栽培用機械の導入を進めるとともに、大規模乾燥調製施設や共同育苗施設等の基幹施設については、運営の見直しや再編による複数施設での機能分担など、効率的な施設運営体制の整備を図る。

###### (2) 麦類

水稲や大豆との二毛作として大規模経営体や集落営農組織へ積極的に推進し、土地利用向上による所得の確保を図るとともに、施肥技術の改善や基本技術の励行等により、実需者ニーズに即した高品質麦の安定生産を進める。また、農地集積や作業受託等による規模拡大や農業機械・施設の共同利用、高性能機械の導入を進め、生産の効率化とコスト低減を図る。大規模乾燥調製施設については、運営の見直しや再編による複数施設での機能分担など、効率的な施設運営体制の整備を図るとともに、施設がない地域においては広域的な出荷体制を整備する。

###### (3) 大豆

水田の利用率向上につながる重要な作物であることから、集落営農組織等による作付けの団地化を推進するとともに、省力機械化体系の技術開発や施設整備、排水対策、土づくりの徹底、基本技術の励行により、収量・品質の向上を図る。また、出荷調製施設の整備等による産地供給力の強化を図る。

###### (4) 野菜

食の安全・安心や健康に関する意識の高まり、景気の低迷による消費者の低価格化志向、生活スタイルの変化を受けた加工・業務用野菜の需要の増加等、消費者ニーズは多様化が進んでいる。

このような状況に対応し、高品質な野菜を安定的に供給する産地を育成・強化するため、水田の排水対策等の基盤整備による野菜生産ほ場の確保や、ハウス等の生産施設、集出荷貯蔵施設等の整備を推進する。

###### (5) 花き

花の生産と消費の現状は、国内の花き産業が縮小傾向にあることから、新たな需要の創造などにより、安定的な生産・販売の展開が求められている。

このため、多様化する消費者ニーズに対応した高品質花きの安定生産を図るほか、オリジナル品種を核とした優良種苗供給体制の整備を進める。さらに、施設化を進めるとともに省力化技術を導入し、一層高品質な花きを安定供給できる産地体制を整備し、活力ある花き産業を展開する。

###### (6) 果樹

県産果物の柱となる白桃、マスカット、ピオーネの改植や産地の維持・発展に向けた施設整備等の取組を支援すること等により「くだもの王国おかやま」の供給力強化を図るとともに、関西圏・首都圏・海外へのPR戦略を積極的に展開し、販路を拡大していくことで、将来につながる攻めの果物振興を推進する。

また、多彩で個性豊かな「くだもの王国おかやま」のより一層の飛躍に向けて、消費者ニーズに即した品種として期待が大きい「おかやま夢白桃」「オーロラブラック」「シャインマスカット」等次世代フルーツの面的にまとまった生産力の高い産地の育成を図る。

## (7) 畜産

### ア 乳用牛

良質な牛乳・乳製品を適正な価格で安定的に供給するため、岡山県酪農及び肉用牛生産近代化計画を基に、既耕地の効率的な利用及び飼料生産基盤の整備を行うとともに、効率的で安定的な酪農経営の維持発展を図るため、環境に配慮しながら近代化施設を整備する。

### イ 肉用牛

品質に優れた牛肉を適正な価格で安定的に供給するため、岡山県酪農及び肉用牛生産近代化計画を基に、既耕地の効率的な利用及び採草放牧地の造成等により飼料生産基盤の拡大を図るとともに、環境に配慮しながら低コスト牛舎等の施設整備を推進する。

### ウ 豚

生産性の高い企業の経営を育成するため、優良種豚の導入による肉質の向上と斉一化をはじめ、人工授精の普及定着や省力的な飼育管理による低コスト生産及び繁殖肥育一貫生産を推進するとともに、環境に配慮しながら近代化施設を整備する。

### エ 採卵鶏

需要に見合う生産を基本として効率的・衛生的な飼育管理を推進し、価格安定対策を講じながら生産性の向上と採卵経営の安定に努めるため、環境に配慮しながら近代化施設を整備する。

### オ 肉用鶏

安全で高品質な鶏肉の供給を基本として効率的・衛生的な飼育管理により生産性と品質の向上に努めるため、環境に配慮しながら近代化施設を整備する。

## 2. 農業地帯別の構想

### (1) 南部農業地帯

#### ア 水稻

主力品種である「アケボノ」等は、業務用として安定した需要があり、規模拡大によるコスト低減と多収穫技術など収量向上を追求し、生産拡大を進めてコスト競争力を高める。また、農地集積による規模拡大や法人化、省力・低コスト技術の導入、経営管理能力の向上等により、収益性の高い経営感覚に優れた担い手の育成を進める。

このため、規模拡大や効率的利用が可能な高性能機械や省力・低コスト栽培用機械の導入を進めるとともに、大規模乾燥調製施設や共同育苗施設等の基幹施設については、運営の見直しや再編による複数施設での機能分担など、効率的な施設運営体制の整備を図る。

#### イ 麦類

効率的な土地利用型農業と需要に応じた生産拡大を図るため、需要に対して不足している二条大麦については生産拡大と品質向上を、小麦については収量の安定化と品質向上を推進する。また、大規模乾燥調製施設については、運営の見直しや再編による複数施設での機能分担など、効率的な施設運営体制の整備を図る。

#### ウ 大豆

集落営農組織等による作付けの団地化を推進するとともに、低コスト化、収量・品質の向上のため、基本技術の励行と省力化技術に係る機械・施設の整備を図る。

#### エ 野菜（なす、はくさい、キャベツ、いちご、たまねぎ、レタス等）

この地帯は、瀬戸内の温暖な気候を生かし、なす・いちご等の施設野菜や、はくさい・キャベツ等の露地野菜の生産が盛んに行われており、水田を活用した大規模な野菜産地

を育成するため、排水対策等の基盤整備を行うとともに、必要な集出荷貯蔵施設等を整備し、高品質な野菜を安定的に供給する産地を育成する。

#### オ 果樹

##### (ア) もも

ももは、本県ならではの高品質で長期安定出荷が可能な品種構成への見直しによる産地育成と気象変動に対応した生産安定対策等について推進する。また、新たな担い手確保・育成を図り、経営規模拡大等による供給力強化を進める。

##### (イ) ぶどう

ぶどうは、今後とも高品質かつ安定した供給が重要であり、産地維持のための技術の継承や着色向上のための老木樹の更新に加え、有望品種の面的にまとまった産地育成等を図る。

#### カ 花き

温暖な瀬戸内の自然条件を生かし、冬から春の作型を中心とした、スイートピーなどの消費者ニーズに対応した品目の産地拡大を図る。また、安定供給技術や省エネルギー対策技術を導入し、一層高品質な花きの安定供給を図る。

#### キ 畜産

安全で高品質な畜産物を適正な価格で安定的に供給するため、土地条件の制約が比較的少ない地域では大規模な企業的経営を展開する。

このため、環境に配慮しながら地域の実情に応じた飼料生産基盤の整備を推進するとともに近代化施設の整備を促進する。

### (2) 中北部農業地帯

#### ア 水稻

主力品種である「あきたこまち」「コシヒカリ」「きぬむすめ」は、おいしさやこだわりを追求した生産対応を図る。また、農地集積による規模拡大や法人化、省力・低コスト技術の導入、経営管理能力の向上等により、収益性の高い経営感覚に優れた担い手の育成を進める。担い手確保が困難な地域等においては集落営農の組織化・法人化を推進するとともに、経営の多角化を進める。

このため、規模拡大に応じた共同利用が可能な高性能機械や省力・低コスト栽培用機械の導入を進めるとともに、大規模乾燥調製施設や共同育苗施設等の基幹施設については、運営の見直しや再編による複数施設での機能分担など、効率的な施設運営体制の整備を図る。

#### イ 麦類

近年生産が拡大し、加工品開発などの地産地消の取組が進んでいることから、更なる需要の拡大と生産振興を進める。また、乾燥調製施設の広域的な運営体制の整備を図る。

#### ウ 大豆

実需者ニーズに対応した安定生産を進め、優良系統（黒大豆）による品質の安定化、省力機械化体系の技術確立と普及、出荷調製施設の整備等を図る。

#### エ 野菜（トマト、きゅうり、アスパラガス、だいこん等）

この地帯は、夏季冷涼な気候を生かし、トマト、きゅうり、アスパラガス、だいこん等の生産が盛んに行われており、ハウス等の生産施設や集出荷貯蔵施設等の整備により、高品質な野菜を安定的に供給する産地を育成する。

#### オ 果樹

##### (ア) もも

ももは、本県ならではの高品質で長期安定出荷が可能な品種構成への見直しによる産地育成と気象変動に対応した生産安定対策等について推進する。また、新たな担い手確保・育成を図り、経営規模拡大等による供給力強化を進める。

##### (イ) ぶどう

ぶどうは、今後とも高品質かつ安定した供給が重要であり、産地維持のための技術の継承や着色向上のための老木樹の更新に加え、有望品種の面的にまとまった産地育成等を図る。

(ウ)なし

既存産地の体質改善（地力増強、土地基盤整備）と春先の低温等の気象変動に対応した高品質果実の生産を推進する。

カ 花き

夏季冷涼な準高冷地や中山間地域の気象条件に合った、りんどうなどの特色ある花きを導入し、産地規模拡大に取り組むとともに、一層高品質な花きの安定供給を図る。

キ そば

地場消費や加工品開発を促進し、流通対策の強化による販路開拓を推進する。

ク 畜産

安全で高品質な畜産物を適正な価格で安定的に供給するため、中山間地域など土地条件の制約が大きい地域では、家族経営を中心として地域特性に応じた他作物との複合経営を展開し、付加価値の高い畜産経営を実現するなど効率的で安定的な畜産経営の維持発展を図る。

このため、環境に配慮しながら地域の実情に応じた飼料生産基盤や近代化施設の整備を促進する。

ケ その他

(ア)茶

良質茶の生産を振興するため、栽培・加工技術の向上を進めるとともに、生産性向上を図るため、農業生産基盤整備による専用茶園の造成、栽培管理機械、共同加工施設などを整備する。

(イ)葉たばこ

葉たばこは経営的に安定した作物であり、収量・品質の向上を図るとともに、既存施設の再編整備や効率的利用による生産性の向上を推進する。

### 3. 広域整備の構想

(1) 米麦大規模乾燥調製貯蔵施設の整備

米麦の乾燥調製コストの低減、流通の合理化、ロットの拡大、品質の均質化等を図るため、農協の広域化に伴う既存施設の再編、能力増強や広域的連携による効率的な利用を推進する。

(2) 野菜広域流通拠点施設

広域化による産地再編や産地間連携による出荷ロットの大型化・周年化、高速交通網に対応した輸送体系の整備を図るため、鮮度保持や集配機能を備えた広域流通拠点施設（集出荷等）を整備する。

(3) 青果物情報ネットワークの強化

産地・出荷団体・市場間を連結した市況情報、販売実績、全国情報、営農情報等を提供する青果物情報提供システムを活用し、青果物の有利販売に結び付ける。

(4) 生乳共同出荷施設の効率的利用

将来的な指定生乳生産者団体の統合による生乳の広域流通も視野に入れ、既存施設の活用による集送乳コストの低減や品質管理の強化を推進し、生乳流通の安定を図る。

(5) 畜産物共同処理施設

流通コストの低減と合理的な価格形成に資するため、既存の生乳処理加工施設及び産地食肉加工施設の適正な管理と運営を推進する。また、広域たい肥処理センターの整備及び機能強化を図り、良質たい肥の利活用を推進する。

## 第5 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

### 1. 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

#### (1) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の状況

県内9か所にある農業普及指導センターや農業大学校を本県農業の先進的な担い手を育成する中心的施設として位置付け、農業経営に必要な最新技術の習得支援や創造性あふれる経営者能力を養成するための実践的な研修等を実施する。

なお、酪農業については、本県が出えんする公益財団法人中国四国酪農大学校での実践教育を通じて、将来の担い手を育成確保する。

#### (2) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の基本的方向

他産業から新たに農業を目指す者等、多様なルートを通じて就農を目指す者に対し、ニーズに応じた研修が可能となるよう、施設や研修体制の整備を進め、新規就農者等の確保を図りながら意欲ある経営体の育成に努め、県内9か所にある農業普及指導センターや農業大学校、就農予定地域において実践的かつ体系的な技術・知識の研修を実施するに当たり必要な施設等を整備する。

### 2. 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

#### (1) 青年等就農資金の活用

株式会社日本政策金融公庫が、市町村から青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者に対し、その計画の目標達成のために必要な資金を無利子、長期償還で貸し付ける制度金融により支援を行う。

#### (2) 生産基盤となる農地の円滑な取得

他産業従事者並みの所得水準を達成するためには、規模拡大、生産コストの低減を目指して、優良農地の集積等生産基盤の確保が必須条件であり、その支援対策の活用を推進する。

#### (3) 就農情報の提供と研修制度を活用した就農支援

本県への就農希望者に県農業の魅力や就農支援制度などを就農相談会等を通じ幅広く発信するとともに、関係機関・関係団体と協働で実施する技術習得研修等を活用し、就農希望者の円滑な就農と定着を進める。

#### (4) 農業高校との連携

担い手施策に関する情報の共有化や育成目標等についての意見交換を行い、農業高校と連携した担い手の確保に努める。また、農業高校の生徒が理解と親しみを持って農業に取り組み、将来県農業を支える人材として活躍できるよう、栽培実習への支援や、先進農家との交流などの取組を進める。



## 第6 第3に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

### 1. 農業就業者の安定的な就業の促進の目標

本県においては、総販売農家数の多くは兼業農家であり、他産業に従事する兼業農家の安定的な就業促進対策が課題となっている。

このため、地域の特性に応じ、農業生産基盤の整備や農山漁村活性化施設の整備、農地中間管理機構による農地の集積・集約化を促進し、認定農業者の育成や企業等の農業参入の促進による多様な担い手の確保・育成等を図るとともに、商業や工業などの地場産業の振興等によって、兼業農家が地元で安定的に働ける就業環境を確保することにより、都市等への流出防止に努めるものとする。

### 2. 農村地域における就業機会の確保のための構想

1の目標を踏まえ、農村地域における就業機会の確保を以下のとおり図っていくものとする。

#### (1) 農林水産物加工・販売施設の整備（高付加価値）

農林水産物をさらに付加価値の高い商品に加工し、販売する農業の6次産業化を進め、雇用の場の確保を図る。

#### (2) 地域特産品の活用による安定的な就業の促進

商業や工業など他産業と連携し、県産農林水産物を利用した新たな商品の開発や販路拡大に取り組む農商工連携を推進し、新たな地場産業の創出と雇用の確保を図ることにより、農業従事者の安定的な就業機会の確保を図る。

#### (3) 農村地域工業等導入促進法等に基づく企業の計画的導入

農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）等に基づき、農村への工業、物流業等の計画的な導入を図り、農業従事者の安定的な就業機会の確保を図る。

#### (4) 観光面と連携した農業の推進

豊かな自然環境と美しい景観、県土・自然環境保全などの農山村が有する多面的機能に対する県民の理解のもと、農山村と都市との交流を幅広く継続的に行い、新たな地域産業の展開による就業機会の拡大を図る。

## 第7 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

### 1. 生活環境施設の整備の必要性

#### (1) 農村地域における生活環境施設の整備の状況

農村地域においては、兼業化・混住化が進行する中で、住民の職業選択や生活意識はますます多様化し、また、高齢化や過疎化による担い手不足が深刻となるなど、農業・農村を取り巻く状況は、より一層厳しくなっていることから、今後も生活の拠点である農村集落においても良好な生活環境を確保するため、生活環境施設の整備を進める必要がある。

#### (2) 生活環境施設の整備の基本方向

これまでに整備された各種施設の有効利用やその施設を生かすためのソフト面の充実に努めながら、新たに整備する施設においては、その地域の歴史・伝統文化資源等を考慮しつつ、地域住民の意見を取り入れながら生活の質的な向上を図るため、誰もが住みたい農村づくりを目指すものとする。

また、施設の整備に当たっては、適正な維持管理が行われるとともに、農用地の利用計画との調整を図り、優良農地の保全に留意するものとする。

### 2. 生活環境施設の整備の構想

#### (1) 適正かつ効率的な施設の配置

整備の緊急度の高い施設の整備については、適正な利用圏を設定した施設の配置と、利用見込み人口等を考慮した規模とする。また、利便性の観点から農道、一般道路等との関連性にも十分留意して配置、整備するものとする。

#### (2) 農村地域の特性を生かした施設整備

自然、歴史、文化、景観等の地域資源を活用し、個性的で魅力ある地域づくりを進める施設とするとともに、農業者はもとより、地域住民にも良好な生活環境の確保を図り、都市住民にとっても憩いの場となるよう十分に配慮するものとする。

#### (3) 集会施設、農村広場、農村公園等の整備の推進

農業者はもとより、都市住民とのつながりとふれあいの中で、地域住民にとって、豊かで潤いのある日常生活を享受できる施設を整備するものとする。